

個人被ばく管理に係る業務における
民間競争入札実施要項（案）

平成 28 年〇月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	3
2. 実施期間に関する事項	6
3. 入札参加資格に関する事項	6
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	6
5. 公共サービス実施者を決定するための評価の基準その他の公共サービスを実施する者の決定に関する事項	8
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	9
7. 公共サービス実施者に使用させることができる機構財産に関する事項	9
8. 公共サービス実施者が対象公共サービスを実施するに当たり、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施者が講じるべき措置に関する事項	10
9. 公共サービス実施者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該実施者が負うべき責任に関する事項	18
10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	18
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	19

別紙1 本業務に係る適用規定、社内規定、要領書等一覧

別紙2 不適合事象の区分と本業務に係る想定される不適合の例

別紙3 従来の実施状況に関する情報の開示

別紙4 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構組織図

別紙5-1 業務フロー

別紙 5-2 業務範囲

別紙 6-1 写真 1 個人被ばく管理業務に係る主要設備・機器

別紙 6-2 図 1 個人被ばく管理棟 平面図

別紙 6-3 図 2 放射線保健室 平面図

別紙 7 入札仕様書

別紙 8 技術提案書

別添 1 平成 29 年度 個人被ばく管理業務に係る業務仕様書

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「個人被ばく管理に係る業務」（以下、「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものである。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 本業務の概要

本業務は、機構の核燃料サイクル工学研究所（以下、「研究所」という。）放射線管理部線量計測課において、職員、外来業者等を含む研究所の管理区域立入者（放射線業務従事者及び一時立入者）等について、個人線量計、体外計測機器等を用い、外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価等を行うことで、下記の法令や保安規定等に基づき個人被ばく管理に係る業務を行うものである。本業務の内、外部被ばく測定機器の保守管理に係る線量計の基準照射（管理区域である計測機器校正施設で行う。）を除き、業務の実施場所は全て非管理区域である。

なお、研究所のプルトニウム燃料取扱施設及び再処理施設では、プルトニウム同位体を取扱う作業が実施される。そのため、 $\beta \cdot \gamma$ 線による外部被ばく管理に係る業務に加え、中性子線による外部被ばく管理、 α 線核種による内部被ばく管理に係る業務が必要となる。また、グローブボックス作業や広く汚染したエリアや線源が多方向に存在するエリアでの作業などが実施されるため、不均等被ばくや水晶体被ばくの管理に係る業務等も必要となる。

- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）
- ・ 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（再処理規則）
- ・ 核燃料物質の使用等に関する規則（燃料使用規則）
- ・ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（障害防止法）
- ・ 電離放射線障害防止規則（電離則）
- ・ 再処理施設保安規定
- ・ 核燃料物質使用施設保安規定
- ・ 放射線保安規則
- ・ 放射線障害予防規程 等

本業務は主に以下の 3 項のとおり。

- ①外部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理
- ②内部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理
- ③データ、文書及び資料等の作成・管理及び物品等の管理

(2) 本業務の内容

本業務の実施にあたっては、別添 1「平成 29 年度 個人被ばく管理に係る業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める事項の他、別紙 1 に示す本業務に係る適用規定、社内規定、要領書等を十分に理解のうえ実施するものとする。

なお、個人被ばく管理に係る業務の業務内容の詳細は別添 1 を参照のこと。

(3) 確保されるべき対象業務の質

本業務の遂行は以下の法令等の要求により実施するものであり、これが適切に行われない場合は「違反」となり許可の取り消し等につながるおそれがある。

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）
- ・使用済燃料の再処理の事業に関する規則（再処理規則）
- ・核燃料物質の使用等に関する規則（燃料使用規則）
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（障害防止法）
- ・電離放射線障害防止規則（電離則）

上記の法律は線量の測定・評価及び記録・報告のみを規定しているが、具体的方法（測定の方法や頻度等）については、事業指定申請書や保安規定及び予防規程等で明示しており、これらを逸脱した方法を採用することはできない。このような観点から「1. (2) 本業務の内容」に示した業務内容を実施するに当たり、公共サービス実施者（以下、「落札者」という。）が確保すべき対象業務の質は次のとおりとする。

① 業務の内容

「1. (2) 本業務の内容」に示す業務を適切に実施すること。

② 保安規定及び品質保証計画書等の遵守

イ 本業務に起因した保安規定、予防規程及び放射線管理基準の逸脱が発生しないようにすること。

ロ 落札者の責による品質保証に係る重大な不適合事象が発生しないようにすること。なお、不適合事象の例を別紙 2 に示す。

「重大な不適合」は別紙 2 に示すように、保安規定等において要求されている業務を適切に実施しなかった場合に発生するものであり、本業務に係る要領書や手順書等の内容を理解し、それらに従い作業を実施していればこのような事象が発生することはない。また、機構は落札者が実施した線量測定・評価の結果、測定機器の保守・管理の結果の内容を確認し、最終的な責任を持つものとする。

③ セキュリティ上の重大障害の件数

個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏

えい件数は0件であること。

(4) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、落札者の創意工夫を反映し、本業務の質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削除等）に努めるものとする。

(5) 請負費用の支払方法

- ① 契約の形態は、業務請負契約とする。
- ② 機構は、業務請負契約に基づき落札者が実施する本業務について、「8. (1) ① 報告等」に示す報告を受け、適正に実施されていることを確認した上で、請負代金を支払う。確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合は、再度本業務の改善を行うよう指示を行うとともに、落札者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善する業務改善報告書を速やかに機構へ提出するものとする。業務改善報告書の提出から1か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで、機構は請負代金の支払は行わないものとする。

請負代金の支払にあたっては、落札者は該当月分の業務の完了後、機構との間であらかじめ定める書面により当該月分の支払請求を行い、機構は、これを受領した日から30日以内に支払うものとする。

なお、請負代金は、平成29年4月1日以降の本業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、落札者が行う引継ぎや準備行為等に対して、落札者に発生した費用は落札者の負担とする。

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合には機構が負担し、それ以外の法令変更については落札者が負担する。

- ① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格

- ① 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く）に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であつ

て、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)

- ③ 予決令第 71 条の規定に該当しないこと。
- ④ 平成 28・29・30 年度の機構又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有すると認められている者であること。競争参加資格審査を受けていない者は、開札の前までにその審査を受け、同資格を有することが認められていること。
- ⑤ 機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑥ 単独で本業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（本業務を共同で行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、代表者は入札参加資格の全ての項目を満たし、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は上記①～⑤までの資格を満たす必要があり、他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続き、スケジュール（予定）及び入札関係書類

- ①入札公告 平成 28 年 11 月下旬頃
- ②第 1 回入札説明会（於：東京） 12 月上旬頃
- ③第 2 回入札説明会（於：東海村、現地説明会を含む） 12 月上旬頃
- ④質問書受付期限 12 月中旬頃

イ 質問書

本業務を履行するに当たり、機構が示す仕様書に対して質疑等がある場合に提出する書類。なお、質疑等がない場合でもその旨を記載して提出する。
質問書への回答については、機構ホームページの入札情報等への掲載により回答とする。

- ⑤技術提案書等提出期限 平成 29 年 1 月中旬頃

イ 入札仕様書（別紙 7）

仕様内容について、機構が求める仕様内容を満足するか確認するための書類。仕様書に対して変更点がない場合は、その旨を記載した書類を提出する。また、手順等の見直しにより効率化が期待されるなど変更点がある場合はその変更点等を記載した資料を提出する。

ロ 技術提案書（別紙 8）

以下に示す各要求項目を満たすことができることを証明する書類。

（イ）仕様書に対して適切に遂行するための体制等を記載した業務実施体制表。

(ロ) 仕様書に定める業務に必要なとなる資格を証明する書類。

なお、従事予定者において現時点で資格を有していない場合は、資格取得の予定・見込みを記載すること。

(ハ) 仕様書に規定する業務の履行体制

受注者において本業務をどのように履行するのか、以下の点を説明すること。その際、上記（イ）に示す体制との関連を明らかにすること。

- ・（該当ある場合）実績

本業務に関連する会社としての受注実績や個人での従事実績があれば記載すること。

- ・（該当ある場合）取得資格

本業務に関連する会社としての取得資格や個人での取得資格があれば記載すること。

- ・（該当ある場合）受講した講座等

本業務に関連する講座の受講歴等があれば記載すること。

- ・統括責任者

本業務の趣旨を十分に理解し、本業務を適切に管理運営できる者を関与させること（８（３）③参照）。

- ・セルフモニタリング体制（８（１）①参照）

報告の作成、適切な履行を担保するための取組について記載すること。

- ・本業務に求められる知見

下記２点について、従業員全員が満足することを必須とはしないが、その場合どのように適切な履行を担保するのか、その手法（従業員への研修や指導、セルフモニタリング等）を説明すること。

- 1) 外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定・評価

業務実施に当たっては、仕様書や、別紙１に規定する各種適用規定や管理要領書、手順書等を踏まえた上で業務にあたる必要がある（１（２）参照）。

なお、研究所においてはプルトニウム同位体を取扱う作業を実施するため、各種適用規定や管理要領等（※）では係る点を踏まえたものとなっているが受注者においては管理要領書等を理解するに足る知見を有することが望まれる。

※プルトニウムの取扱いによる被ばく、広く汚染したエリアや線源が多方向に存在するエリアでの作業による外部被ばく（不均等被ばくや水晶体被ばくの配慮が必要）の特徴を踏まえた要領

- 2) 測定機器の保守管理

受動型個人線量計による外部被ばく測定システム及び体内放射能測定装置（体外計測器）の保守管理について、別紙１に規定する各種手順書やメーカーのマニュアル・技術資料に従い実施する必要がある

あるが、受注者においてはこれらを理解するに足る知見を有することが望まれる。

ハ 競争資格審査結果通知書

平成 28・29・30 年度の機構又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有すると認められている者であることを証明する審査結果通知書の写し。

ニ 委任状・使用印鑑届（写）

代理人に委任したことを証明する書類。

ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

ホ 参考見積書

契約期間内の本業務に対する人件費や一般管理費など全ての費用について、できるだけ詳細な項目を設定した参考見積書。

ヘ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革法に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報。

ト 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類。

⑥技術提案書審査

平成 29 年 1 月下旬頃

⑦入札書提出期限

2 月上旬頃

イ 入札書

入札金額（契約期間内の全ての本業務に対する報酬の総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記載した書類。ただし、第 1 回目の入札に限りその明細となる内訳書を添付する。

⑧開札及び落札予定者の決定

2 月上旬頃

イ 法第 15 条において準用する法第 10 条に該当する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類。

※落札予定者となった者のみ提出となる。

⑨現行実施業者からの引継ぎ

落札決定後速やかに

⑩契約締結

平成 29 年 4 月 1 日

5. 公共サービス実施者を決定するための評価の基準その他の公共サービス実施者の決定に関する事項

以下に落札者の決定に関する事項を示す。

(1) 評価方法

落札者の決定は、最低価格落札方式とする。

(2) 落札者の決定

① 技術提案書等の提出者のうち、4. (1)⑤に示す全ての要求を満たしている者

を入札参加資格審査の合格者とする。

- ② ①の合格者による入札において、入札者の入札価格が予決令第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限内で最も低い者を落札予定者とする。
- ③ 入札者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ④ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合は、入札の結果を保留し、機構の定めるところに従い当該者に対し調査を行うものとする。その調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合に該当すると機構が判断した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の価格の最も安い者を落札者としてすることができる。
- ⑤ 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ⑥ 落札者が決定したときは、速やかに落札者の名称、落札金額及び落札者の決定理由その他機構が必要と認めた事項を公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合は、原則として入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙 3「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び整備
- ④ 従来の実施における目標の達成の程度

⑤ 従来の実施方法等

(2) 現地説明会

6. (1)⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、4. (1)に示すスケジュール中、「入札説明会」において情報の開示を行う。「入札説明会」へは入札説明会の一週間前までに機構の契約担当官に対し社名及び担当者名を連絡することにより参加可能とする。

(3) 資料の閲覧

6. (1)⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、別紙1②から④に示す書類について、入札説明会の一週間前までに機構の契約担当官に対し社名及び担当者名を連絡することにより閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、機構は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

7. 公共サービス実施者に使用させることができる機構財産に関する事項

落札者は、次のとおり機構財産を使用することができる。

(1) 機構財産の使用

落札者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用するすることができる。なお、詳細は別紙3「従来の実施状況に関する情報の開示」に記載のとおり。

- ① 業務に必要な光熱水等
- ② 管理区域内作業服、靴、保護具類
- ③ 公用車両（貨物自動車等）
- ④ その他、機構と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ① 使用することができる機構財産を受領したときは、機構に対して遅滞なく受領書を提出するものとする。
- ② 善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- ③ 本業務の契約が終了したときは速やかに機構に返納しなければならない。
- ④ 落札者の責に帰すべき理由により滅失又は毀損したときは、機構の指定する期日までに代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

8. 公共サービス実施者が対象公共サービスを実施するに当たり、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの

適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施者が講じるべき措置に関する事項

(1) 落札者が機構に報告すべき事項、機構の指示により講ずべき措置

① 報告等

- イ 落札者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。
- ロ 落札者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と落札者が協議するものとする。
- ハ 落札者は、契約期間中において、イ以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

② 調査

- イ 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき落札者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ロ 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを落札者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

③ 指示

機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、落札者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 秘密の漏えい

落札者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、落札者は、本契約の内容又は成果を発表し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により機構の承認を得なければならない。

② 情報処理に関する利用技術

落札者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイディア又はノウハウ）については、落札者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

③ 個人情報の管理

落札者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

イ 落札者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはなら

- ない。本契約の終了後においても、同様とする。
- ロ 落札者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。
 - ハ 落札者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。
 - ニ 落札者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。
 - ホ 落札者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（ＣＤやＤＶＤなどの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。落札者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。
 - ヘ 落札者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は落札者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。
 - ト 落札者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、落札者は落札者の従業員その他落札者の管理下にて業務に従事する者に対して、落札者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。
 - チ 落札者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。
 - リ 落札者は、落札者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、落札者は、機構の指示に基づき落札者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、落札者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。
- ④ 上記①から③までのほか、機構は落札者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき落札者が講じるべき措置

① 契約保証金

落札者は、落札決定後に契約金額の10分の1を契約保証金として機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、落札者が

義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

② 請負業務の開始

落札者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

③ 総括責任者の届出

イ 落札者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて機構へ届出るものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、落札者を代表して機構と協議の上、業務を行うものとする。

ロ 機構は、総括責任者及び従事者のうち業務の実施又は管理に当たり不相当と認められたものがある場合は、その理由を明示して落札者にその交替を要求することができる。

ハ 総括責任者は専任（従事者と兼務しない）かつ常駐が望ましい。ただし、上記イの対応が支障なく行えることを条件に、兼任（従事者と兼務する）や非常駐でも可とする。

④ 権利の譲渡

落札者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

⑤ 下請負又は再委託

イ 落札者は、本業務の実施に当たりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難しい場合は、仕様書に記載した部分をいう。

ロ 落札者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下、「下請負」という。）を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下、「下請負先等」という。）について記載しなければならない。

ハ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に機構の承認を受けなければならない。

ニ 落札者は、イ又はロにより下請負を行う場合には、落札者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき落札者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。

ホ 上記ロからニまでにに基づき、落札者が下請負先の事業者に業務を実施させ

る場合は、全て落札者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、落札者の責に帰すべき事由とみなして、落札者が責任を負うものとする。

⑥ 契約内容の変更

機構及び落札者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続きを行うことにより契約の内容を変更することができる。

⑦ 機構の契約解除権

機構は、落札者が次のいずれかに該当するときは、落札者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、落札者は機構に対して契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

イ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

ロ 法第10条第4号及び第7号から第9号に該当する者（以下、「暴力団員」という。）を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

ホ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

ヘ 正当な理由がなく、落札者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。

ト 落札者の責めに帰すべき事由により、納期又は納期後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと機構が認めたとき。

チ 正当な理由がなく法第26条第1項に基づく立ち入り又は検査等に協力しなかったとき。

リ 落札者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。

ヌ 8. (2)③の個人情報の管理に違反したとき。

ル 上記イからヌのほか、その他民法所定の解除事由があるとき。

ヲ 機構は、上記イからルのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。

ワ 上記ヲにより契約を解除した場合で落札者に損害を与えたときは、その損

害額を補償するものとし、その補償額は機構と落札者で協議して決定するものとする。

⑧ 落札者の契約解除権

落札者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し落札者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と落札者の協議において決定するものとする。

イ 8. (3)⑥の契約内容の変更に規定する契約内容の変更が落札者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。

ロ 機構の契約違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

⑨ 契約解除に伴う措置

機構又は落札者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。

イ 機構は、必要と認めるときは、落札者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、業務完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。

ロ 上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を落札者に支払うものとする。

ハ 上記イによる業務完了の確認までの保全に要する費用は、落札者の負担とする。

ニ 機構が完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に落札者は原状に復さなければならない。

ホ 7. (1)の機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、落札者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、7. (2)④の使用制限の定めに従うこと。

ヘ 落札者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、落札者とで協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなければならない。

ト 契約履行部分が1か月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

⑩ 談合等の不正行為に係る違約金

イ 落札者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。

(イ) 落札者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は落札者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者又は落札者が

構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、落札者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、落札者がこれを証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りでない。

(ロ) 公正取引委員会が、落札者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ハ) 落札者（落札者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

ロ 上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 落札者は、この契約に関して、上記イの(イ)から(ハ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

⑪ 損害賠償

落札者は、落札者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

⑫ 業務の引継ぎ

イ 現行実施業者からの引継ぎ

落札者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構から本業務の開始日までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引継ぎを受けなければならない。

また、機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行実施業者及び落札者に対して必要な措置を講じるものとする。なお、その際の引継ぎに必要な経費は、現行実施業者の負担となる。

ロ 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

落札者は、本契約の期間終了に伴い、本業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回実施業者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。なお、基本事項説明の詳細は、機構、落札者及び次回実施業者間で協議のうえ、一定の期間（3 週間目途）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。

また、機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、落札者及び次回実施業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。その際の引継ぎに必要な経費は、落札者に発生した経費は、落札者の負担となる。

⑬ 不当介入の対応

- イ 暴力団員及びこれらに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）による不当要求又は履行の妨害（以下、「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。
- ロ 暴力団員又は暴力団関係者による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ハ 上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告するものとする。
- ニ 落札者は、落札者の下請負の相手先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

⑭ 情報セキュリティの確保

- イ 落札者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。
- ロ 落札者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。
 - (イ) 落札者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。
 - (ロ) 落札者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。
 - (ハ) 落札者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
 - (ニ) 落札者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
 - (ホ) 落札者は、機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を機構又は落札者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
 - (ハ) 落札者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下

請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- (ト) 落札者は、機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
- (フ) 落札者は、機構の提供した情報並びに落札者及び下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。本契約終了後においても、同様とする。

⑮ 不可抗力免責・危険負担

機構及び落札者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、機構が物件を使用することができなくなったときは、落札者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払いを請求することができない。

⑯ 金品等の授受の禁止

落札者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

⑰ 宣伝行為の禁止

落札者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑱ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と落札者との間で協議して解決するものとする。

9. 公共サービス実施者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、落札者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は落札者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。
- (2) 落札者が民法（明治29年4月27日法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責め

に帰すべき理由が存するときは、落札者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（平成30年6月を予定）を踏まえ、本業務の実施状況については、平成29年度末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査項目及び実施方法

1. (3)において定めた確保されるべき対象業務の質の達成状況

- ① 業務の内容
月次報告書等により調査
- ② 保安規定及び品質保証計画書等の逸脱
月次報告書等により調査
- ③ セキュリティ上の重大障害の件数
月次報告書等により調査

(3) 実施状況等の提出

機構は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成30年5月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、機構は、本業務の実施状況等の提出に当たり、機構に設置する契約監視委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

機構は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(2) 機構の検査員、監督員

- ① 機構の検査員、監督員は、以下のとおりとする。
検査員：放射線管理部 線量計測課 課長又は課長代理
監督員：放射線管理部 線量計測課 チームリーダー
- ② 監督員は、本業務に関して必要がある場合は、機構を代表して8.(3)③のただし書きに定める落札者との協議を行うものとする。

(3) 関連業務の調整

機構は、落札者の実施する業務及び機構の発注に係る第三者の実施する他の業

務が業務実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合において、落札者は、機構の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(4) 落札者の責務

- ① 本業務に従事する落札者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 落札者は、法第 54 条の規定に該当する場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ③ 落札者は、法 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- ④ 落札者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(5) 著作権

本業務により作成された著作物に係る著作権その他この著作物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用する著作物のうち、本契約締結以前から、落札者が所有するものの著作権については、この限りでない。また、落札者は、機構及び機構が指定する者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。さらに、落札者は、当該著作物の著作者が落札者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(6) その他

① 異常時・緊急時の措置

落札者は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急処置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。措置を講じた場合は、落札者は機構に速やかに報告しなければならない。

② 安全確保

イ 落札者は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 落札者は、関係法令及び安全に関する機構の諸規則に従うほか、機構が安

全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

ハ 落札者は、必要に応じ機構が行う安全教育訓練等に参加しなければならない。

③ 相殺

機構は、落札者が機構に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき機構が落札者に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

④ 裁判管轄

本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

本業務に係る適用規定，社内規定，要領書等一覧

受注者は、業務の実施に当たって、下記に代表される法規，規格基準及び社内・所内規程等の最新の内容を十分に理解し、また遵守するものとする。なお，社内・所内規程等②～④については、所定の手続きを経て機構内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先にあらかじめ連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。

連絡先：放射線管理部 線量計測課 TEL：029-282-1133（内線 2711）

①適用法規，規格基準

- ・原子力基本法
- ・核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）
- ・使用済燃料の再処理の事業に関する規則
- ・核燃料物質の使用等に関する規則
- ・核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき，線量限度等を定める告示
- ・試験研究の用に供する原子炉等の設置，運転等に関する規則等の規定に基づき，線量限度等を定める告示
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び関係命令・通知
- ・労働安全衛生法及び関係命令・通知
- ・電離放射線障害防止規則
- ・個人情報保護に関する法律

②社内・所内規程等

- | | |
|---------------|------------------|
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 核燃料物質使用施設保安規定 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 再処理施設保安規定 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 核燃料物質使用施設放射線管理基準 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 再処理施設放射線管理基準 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 放射線保安規則 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 放射線障害予防規程 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 安全衛生管理規則 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 共通安全作業基準及び要領 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 放射性物質等事業所内運搬要領 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 安全管理仕様書 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 放射線管理仕様書 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 安全管理棟安全作業基準 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 計測機器校正施設安全作業基準 |
| ・核燃料サイクル工学研究所 | 放射線保健室安全作業基準 |

- ・核燃料サイクル工学研究所 電気工作物保安規程
- ・核燃料サイクル工学研究所 原子力規制関係法令等に基づく通報連絡要領
- ・核燃料サイクル工学研究所 原子力施設における安全文化醸成及び法令等の遵守活動規則
- ・日本原子力研究開発機構 個人情報保護規程
- ・日本原子力研究開発機構 情報セキュリティ管理規程
- ・日本原子力研究開発機構 情報システムセキュリティ対策基準について
- ・日本原子力研究開発機構 ソフトウェアライセンス管理規程
- ・核燃料サイクル工学研究所 ネットワーク利用管理規則

③個人被ばく管理要領書及び個人被ばく手順書等

(個人被ばく管理要領書)

- ・個人被ばく管理
- ・外部被ばく線量の測定・評価
- ・内部被ばく線量の測定・評価
- ・一時立入者の線量の測定・評価
- ・個人被ばく管理設備の保守管理

(個人被ばく管理手順書)

- ・TLD バッジ及びTLD 指リング等の測定/アニール
- ・TLD バッジ及びTLD 指リングによる実効線量及び等価線量の評価
- ・外部被ばく線量推定評価
- ・放射線業務従事者の指名申請・解除申請に係る線量評価
- ・外部被ばく定常モニタリング（定期継続）
- ・作業モニタリング
- ・個人被ばく管理登録変更申請に係る線量評価
- ・臨時測定・評価
- ・定常外モニタリング
- ・環境及び作業環境用 TLD 線量計及び中性子線量当量計用 TLD の配付・測定
- ・内部被ばくに係る定期モニタリング
- ・内部被ばくに係る特殊モニタリング
- ・内部被ばく線量推定評価
- ・空气中放射性物質濃度による内部被ばく線量の測定・評価（定常）
- ・全身カウンタによる内部被ばく線量の測定・評価（定常）
- ・バイオアッセイによる内部被ばく線量の測定・評価（定常）
- ・肺モニタによる内部被ばく線量の測定・評価（定常）
- ・鉄室作業
- ・一時立入者の線量評価及び報告
- ・原因調査レベル等を超えた場合の措置
- ・TLD バッジ読取装置点検・検査

- ・ TLD 読取装置等点検・検査
- ・ TLD バッジ等検査
- ・ TLD 線量計検査
- ・ TLD バッジ自動照射装置点検・検査
- ・ 体外計測機器の点検
- ・ 体外計測機器の校正
- ・ 液体窒素の充填及び容器運搬作業
- ・ 車載型全身カウンタ車の点検・運行
- ・ 非常事態の措置に必要な設備等の検査（校正）
- ・ 身体除染キット・除染室の点検

④対象機器の機器取扱説明書等

- ・ UD-7900P TLD READER 取扱説明書
- ・ UD-706P TLD READER 取扱説明書
- ・ TLB リーダ加熱調整マニュアル
- ・ UD-5160P 取扱説明書
- ・ UD-5120PGL 取扱説明書
- ・ 自動熱処理炉取扱説明書
- ・ Genie-2000 Operations Manual
- ・ Apex-Invivo User' s Manual
- ・ FASTSCAN 操作手順書
- ・ 簡易型全身カウンタ取扱説明書
- ・ WBC スクリーニングプログラム取扱説明書
- ・ 全身カウンタシステム自動化ソフトウェア説明書
- ・ Germanium Detectors User' s Manual
- ・ スキャニング型全身カウンタシステムソフトウェア取扱説明書
- ・ スキャニング機構部コントローラ取扱説明書
- ・ 液体窒素自動供給装置取扱説明書
- ・ Liquid Nitrogen Automatic Refill System

不適合事象の区分と本業務に係る想定される不適合の例

「不適合事象」とは「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」で定義された状態を指し、その不適合が「重大な不適合」であるか、放射線管理部「不適合管理並びに是正及び予防処置要領書」により判断する。同要領書に定める不適合事象の区分と本業務に係る想定される不適合の例を下記に示す。

なお、「重大な不適合」は下記に示すように、保安規定等において要求されている業務を適切に実施しなかった場合に発生するものであり、本業務に係る要領書や手順書等の内容を理解し、それらに従い作業を実施していればこのような事象が発生するようことはない。

1. 不適合事象の区分

(1) 再処理施設

不適合の分類	不適合の状況
重大な不適合	・ 関係法令（原子炉等規制法、再処理事業規則等）に違反した場合 ・ 保安規定に違反した場合 ・ 再処理事業規則第 19 条の 16（事故故障等の報告）に定める法令報告事象が発生した場合 ・ 関係法令（原子炉等規制法、再処理事業規則等）に基づく検査の不合格、監督官庁へ提出した公文書の虚偽、監督官庁から保安に関する改善命令又は指導文書が出された場合 ・ 関係法令（原子炉等規制法、再処理事業規則等）に基づく申請書類（再処理施設事業指定申請書、設工認申請書等）からの逸脱により再処理施設の保安に影響を与えるおそれがある場合 ・ 再処理施設品質保証計画書又は放射線管理部品質保証管理要領書等からの逸脱により、再処理施設の保安に影響を与えるおそれがある場合 ・ 保安検査において保安検査官から保安規定違反との指摘があった場合 ・ 保安規定に定める放射線管理関係制限基準からの逸脱を通常の放射線管理・監視業務において発見できなかった場合 ・ その他再処理施設の保安に関して重大な影響を及ぼす事象が発生した場合 ・ 放射線管理部長が“重大な不適合”と判断した事項

不適合	・再処理事業規則第 19 条の 16（事故故障等の報告）に定める法令報告事象には該当しない機器・設備の故障、漏えい、汚染、被ばく、人の障害が発生した場合、又は機器・設備の予期しない停止があった場合 ・関係法令（原子炉等規制法、再処理事業規則等）に基づく検査において、検査前条件が成立しないこと等により、検査が実施できなかった場合 ・関係法令（原子炉等規制法、再処理事業規則等）に基づく申請書類（再処理施設事業指定申請書、設工認申請書等）からの逸脱があったが、再処理施設の保安に影響を与えるおそれがない場合 ・再処理施設品質保証計画書又は放射線管理部品質保証管理要領書等からの逸脱があったが、再処理施設の保安に影響を与えるおそれがない場合 ・保安検査において改善要望事項が挙げられた場合 ・保安に係る調達品（役務を含む）に関する要求事項からの逸脱又は調達品に関する検査において不合格が発生した場合 ・その他再処理施設の保安に関して改善が必要な事項が発生した場合 ・放射線管理部長が“不適合”と判断した事項
-----	--

(2) 使用施設

不適合の分類	不適合の状況
重大な不適合	・関係法令（原子炉等規制法、使用規則等）に違反した場合 ・保安規定に違反した場合 ・使用規則第 6 条の 10（事故故障等の報告）に定める法令報告事象が発生した場合 ・関係法令（原子炉等規制法、使用規則等）に基づく検査の不合格、監督官庁へ提出した公文書の虚偽、監督官庁から保安に関する改善命令又は指導文書が出された場合 ・関係法令（原子炉等規制法、使用規則等）に基づく申請書類（使用許可申請書等）からの逸脱により使用施設の保安に影響を与えるおそれがある場合 ・使用施設品質保証計画書又は放射線管理部品質保証管理要領書等からの逸脱により、使用施設の保安に影響を与えるおそれがある場合 ・保安検査において保安検査官から保安規定違反との指摘があった場合 ・保安規定に定める放射線管理関係制限基準からの逸脱を通常の放射線管理・監視業務において発見できなかった場合 ・その他使用施設の保安に関して重大な影響を及ぼす事象が発生した場合 ・放射線管理部長が“重大な不適合”と判断した事項

不適合	・使用規則第 6 条の 10（事故故障等の報告）に定める法令報告事象には該当しない機器・設備の故障、漏えい、汚染、被ばくが発生した場合、又は機器・設備の予期しない停止があった場合 ・関係法令（原子炉等規制法、使用規則等）に基づく検査において、検査前条件が成立しないこと等により、検査が実施できなかった場合 ・関係法令（原子炉等規制法、使用規則等）に基づく申請書類（使用許可申請書等）からの逸脱があったが、使用施設の保安に影響を与えるおそれがない場合 ・使用施設品質保証計画書又は放射線管理部品質保証管理要領書等からの逸脱があったが、使用施設の保安に影響を与えるおそれがない場合 ・保安検査において保安検査官から口頭による改善指導が出された場合（顧客のクレーム） ・保安に係る調達品（役務を含む）に関する要求事項からの逸脱又は調達品に関する検査において不合格が発生した場合 ・その他使用施設の保安に関して改善が必要な事項が発生した場合 ・放射線管理部長が“不適合”と判断した事項
-----	---

2. 本業務に係る想定される不適合の例

- ・保安規定の原因調査レベル等を超える線量を確認したにもかかわらず、規定に定める通知、勧告等の措置が行われなかった場合
- ・法令報告において、間違った被ばく線量を報告した場合
- ・TLDバッジシステムに含まれる読取装置が全て故障し、法令等に定める被ばく結果の報告期限までにTLDバッジの測定ができない場合

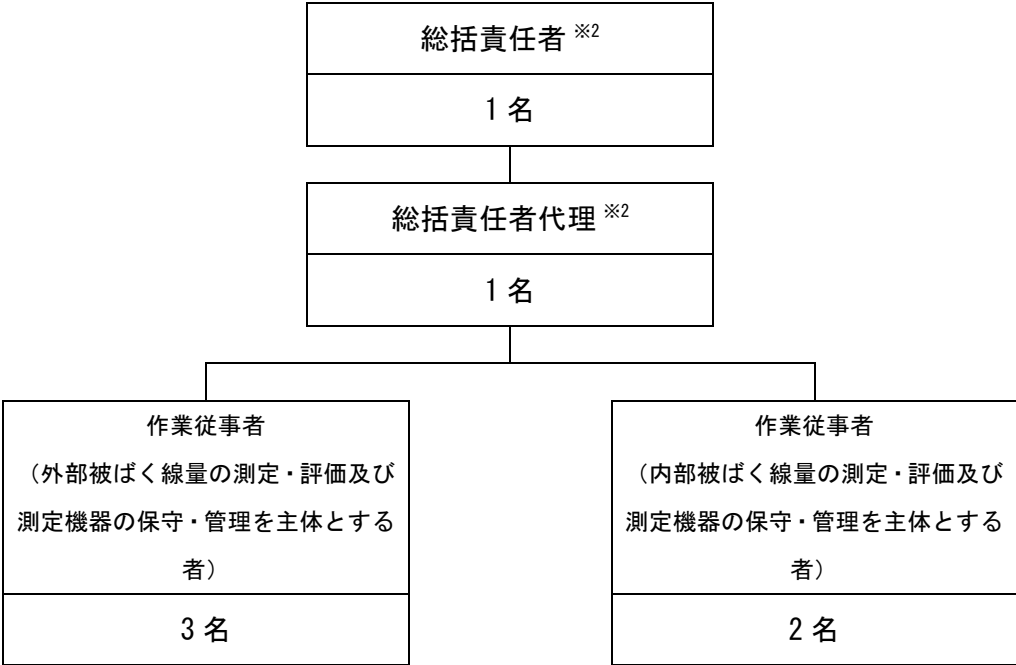
従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費		(単位：千円)				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	備考
①個人被ばく管理に係る業務請負						
	人件費	常勤職員				
		非常勤職員				
	物件費					
	請負費等		44,730	46,008	46,008	39,995
計(a)						
参 考 値 (b)	減価償却費					
	退職給付費用					
	間接部門費					
(a)+(b)			44,730	46,008	46,008	39,995
注 記 事 項	(1) 当機構では、現在、入札対象である事業の全部を請負契約により実施しており、上記経費各欄の金額は契約金額である。 (2) 請負契約のため、請負費の詳細な内訳の開示は受けられない。ただし、本業務における要員体制例を以下に示す。					

2. 従来の実施に要した人員					
		平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
①個人被ばく管理に係る業務請負					
	常勤職員				
	非常勤職員				
業務従事者 ※1	業務従事者	7	7	7	6
※1：平成 27 年度までの実施体制は 7 名であったが、緊急時以外においては全身カウンタ測定を受検者自身の操作でできるようにし、新規指名者及び解除者の線量計の受け渡し場所を線量計の作成・測定・保守を行う場所の近傍に変更したことから、平成 28 年度は 6 名体制となり、平成 29 年度からは、保安規定に係る品質保証や安全衛生に係るマネジメントシステムの運用に係る業務を本業務の対象から除外したことにより、5 名体制での実施を想定している。 (業務従事者に求められる知識・経験等) 業務従事者 (1) プルトニウムの取扱いによる被ばく、広く汚染したエリアや線源が多方向に存在するエリアでの作業による外部被ばく（不均等被ばくや水晶体被ばくの配慮が必要）の線量測定に必要な知見を有していること。 (2) 受動型個人線量計による外部被ばく測定システム及び体内放射能測定装置（体外計測器）の保守管理業務にかかる知見・技術力を有していること。 (業務の繁閑の状況とその対応) 本業務の繁閑は、定期管理のスケジュール、放射線業務従事者や一時立入者の増減等の影響を大きく受ける。平成 25 年度から 27 年度の測定等に係る対応状況は以下のとおりであり、閑期の間に保守・管理の業務を行うことが合理的であろう。					

本業務における要員体制の例 ※1

業務に従事する要員数 ： 5 人程度 ※1



※1 示した例は、機構が想定する目安である。本業務を実施するに当たっての体制及び業務に従事する要員数については、創意工夫を反映するものとする。

※2 ここでは総括責任者及び総括責任者代理は、作業従事者を兼務する。

本業務に係る作業実績を以下に示す。なお、作業実績全般において、従前の傾向と大幅に変わるような想定はしていない。

【外部被ばく線量の測定・評価に係る作業実績】

①定期管理（1月管理者）の対象数

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	305	311	322	321	319	324	328	308	295	291	288	291	3,703
H26	296	323	361	363	375	377	355	380	387	373	361	305	4,256
H27	269	275	278	279	278	281	276	278	275	279	275	282	3,325

②定期管理（3月管理者）の対象数

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	1,624			1,748			1,986			1,999			7,357
H26	1,547			1,673			1,967			1,883			7,070
H27	1,536			1,684			1,747			1,786			6,753

③新規指名者数

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	213	100	96	124	71	186	238	195	152	237	138	121	1,871
H26	176	142	53	127	126	126	252	199	206	188	140	43	1,778
H27	138	110	87	113	109	131	121	130	91	178	138	62	1,408

④指名解除者数

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	61	44	108	81	115	134	185	181	213	162	209	371	1,864
H26	93	42	89	78	91	129	158	161	201	141	260	352	1,795
H27	39	31	107	92	56	164	88	107	138	132	162	287	1,403

⑤一時立入者に係る業務

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	124	166	178	182	171	223	174	219	114	187	160	118	2,016
H26	166	197	189	144	126	247	185	165	151	137	132	163	2,002
H27	176	110	199	104	162	177	149	130	170	144	152	106	1,779

⑥特殊放射線作業、環境等のモニタリングにおける業務

単位：件※

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	36	29	23	18	18	19	17	11	24	19	24	19	257
H26	20	14	26	17	17	26	18	26	23	20	13	26	246
H27	8	9	23	13	17	32	13	7	22	17	28	34	223

※1件当たりの作業人数は平均で10人程度

【内部被ばく線量の測定・評価に係る作業実績】

①体外計測による定常モニタリング（全身カウンタ）対象者数

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	10	287	281	105	131	73	9	170	5	3	4	8	1,086
H26	103	183	308	208	52	23	78	126	12	9	6	12	1,120
H27	3	295	346	183	52	11	40	97	8	3	4	1	1,043

②体外計測による定常モニタリング（肺モニタ）対象者数

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	0	0	0	42	5	0	0	0	0	7	29	0	83
H26	0	0	0	0	0	0	0	0	40	32	12	0	84
H27	0	18	48	19	0	0	0	0	0	0	0	0	85

③バイオアッセイによる定常モニタリング対象者数

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	47	0	0	29	0	86	0	0	0	0	0	0	162
H26	48	0	0	28	0	0	98	0	0	0	0	0	174
H27	55	0	0	32	0	0	102	0	0	0	0	0	189

④新規指名に係る体外計測対象者数

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	113	81	38	80	51	90	139	87	96	146	97	94	1,112
H26	108	33	32	47	62	88	114	79	89	70	55	27	804
H27	71	35	60	51	57	67	64	52	45	73	95	37	707

⑤指名解除に係る体外計測対象者数

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	44	30	71	45	66	87	96	92	115	94	126	263	1,129
H26	57	39	32	37	34	65	97	71	88	54	79	178	831
H27	22	11	54	42	28	65	45	52	57	67	83	197	723

⑥一時立入者に係る体外計測対象者数

単位：人

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H25	64	72	70	58	68	88	104	126	54	30	72	34	840
H26	100	108	88	78	46	102	62	100	74	56	44	76	934
H27	90	38	98	52	71	93	70	63	125	84	106	48	938

【点検・保守対象機器及び点検実績 平成25年度～平成27年度】

①外部被ばく関係

機器名	型式	点検・保守の種類			点検実績（点検台数）		
		日常点検	点検・校正				
			1回/月	1回/年	H25 年度	H26 年度	H27 年度
TLD 読取装置	Panasonic UD-7900P	○	○	—	2	2	2
	Panasonic UD-706P	○	—	○	1	1	1
	Panasonic UD-5160P	○	○	—	1	1	1
	Panasonic UD-5120PGL	○	○	—	1	1	1
TLD 自動照射装置	Panasonic UD-794P	○	—	○	1	1	1
TLD 熱処理炉	Panasonic UD-605C	○	—	—	1	1	1
TLD 保管用デシケータ	—	○	—	—	5	5	5
TLD プレート	UD-807, 808, 809	—	—	○	16, 045	17, 176	17, 008
TLD 指リング	UD-110S, UD-100M8	—	—	○	410	400	400
環境・作業環境等測定用 TLD	UD-200S	—	—	○	1, 059	1, 092	1, 081

②内部被ばく関係

機器・型式名		点検・保守の種類			点検実績（点検台数）		
		日常点検	月例点検	校正	H25 年度	H26 年度	H27 年度
簡易型全身カウンタ	Canberra FASTSCAN	○	○	—	3	3	3
	日立アロカ	○	—	○	—※	1	1
肺モニタ兼精密型全身カウンタ (Canberra BEGe)		○	—	○	1	1	1
スキャニング型全身カウンタ (SEIKO EG&G)		○	—	—	1	1	1
肺モニタ (Canberra ACT-Ⅱ)		○	—	—	1	1	1

※平成 26 年度より運用開始。

【定常外業務の実績】

①業務時間を延長して実施した業務（17 時以降）

単位：人・時間

年度	業務の時間
H25	4.0
H26	0（実績なし）
H27	1.0

②夜間休日等機構の呼び出し通報により実施した業務

平成 25 年度から平成 27 年度までの間、実績なし。

【教育訓練受講の実績】

①機構外（外部団体）主催の教育訓練

平成 25 年度から平成 27 年度までの間、実績なし。

②機構主催の教育訓練

平成 25 年度から平成 27 年度までの間、1 回/年の頻度で下表（1）～（8）の教育訓練を実施した。なお、（7）は、新規配属者に対する教育であり、配属時にのみ実施した。

（1）再処理保安規定に基づく教育

項目	対象者	
	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
関係法令遵守，保安規定遵守及び事業指定申請書	○	○
再処理施設の構造，性能及び操作	○	○

	放射線管理設備に係る事項	○	—
放射線管理		○	—
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱い		○	—
臨界安全設計・臨界管理		○	—
非常の場合に採るべき処置		○	○
安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等		○	—
品質保証に関する事項		○	○
時間数		8 時間	3 時間

(2) 核燃料物質使用施設保安規定に基づく教育

項目		対象者	
		放射線業務 従事者	放射線業務 従事者以外
保安規定及び関係法令		○	○
核燃料物質使用変更許可申請書		○	—
使用施設等の構造、性能及び操作	基本的事項	○	○
	放射線管理設備に係る事項	○	—
放射線管理		○	—
核燃料物質等の取扱い		○	—
臨界安全設計・臨界管理		○	—
非常時の処置		○	○
安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等		○	—
品質保証に関する事項		○	○
時間数		8 時間	3 時間

(3) 放射線保安規則に基づく教育

項目		対象者	
		放射線業務 従事者	放射線業務 従事者以外
保安規則及び関係法令		○	○
核燃料物質使用変更許可申請書		○	—
使用施設等の構造、性能及び操作	基本的事項	○	○
	放射線管理設備に係る事項	○	—
放射線管理		○	—
核燃料物質等の取扱い		○	—
非常時の処置		○	○
安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等		○	—
時間数		7 時間	2 時間

(4) 放射線障害予防規程に基づく教育

項目	対象者	
	放射線業務 従事者	放射線業務 従事者以外
放射線の人体に与える影響	○	—
放射性同位元素等の取扱い	○	—
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令	○	—
放射線障害予防規程	○	—
時間数	3.5 時間	—

(5) 施設別過程教育

項目		対象者	
		放射線業務 従事者	放射線業務 従事者以外
再処理技術開発センター	施設・設備の概要	○	—
プルトニウム燃料技術開発センター	出入管理	○	—
環境技術開発センター	危険時の措置・行動	○	—
時間数		4.5 時間	—

(6) その他の教育

項目	対象者	
	放射線業務 従事者	放射線業務 従事者以外
新規制基準	○	○
KY（危険予知）教育	○	○
労働安全衛生規則・環境配慮規則に基づく教育	○	○
核物質防護教育	○	○
一般廃棄物等の分別管理	○	○
電気安全教育	○	○
化学物質管理規則に基づく教育	○	○
時間数	4.5 時間	4.5 時間

(7) 新規配属者に対する教育

項目	対象者	
	放射線業務 従事者	放射線業務 従事者以外
核物質防護教育	○	○

部及び課の業務内容, 情報セキュリティ	○	○
安全衛生に係るリスクアセスメント教育	○	○
時間数	8 時間	8 時間

(8) 訓練

項目	対象者	
	放射線業務 従事者	放射線業務 従事者以外
緊急時通報連絡訓練（線量計測課内）	○	○
管理区域内火災・負傷者対応訓練（線計課訓練）	○	○
消火器・消火栓取り扱い訓練	○	○
救急措置（処置）教育・訓練（AED の取扱い, 応急処置の基本, 搬送方法など）	○	○
サーベイメータ取扱訓練	○	○

3. 従来の実施に要した施設及び設備

（施設）

施設名称：

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

個人被ばく管理棟, 放射線保健室, 医務棟, 計測機器校正施設, （管理区域含む）※
ホールボディカウンタ車庫

その他事前に協議して定めた場所（アトムワールド（研究所隣接施設））

〒319-1194 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 33

※計測機器校正施設にて実施した外部被ばく線量計の保守管理に係る基準照射業務のみ管理区域内作業となる。

（設備及び主な物品）

設備：

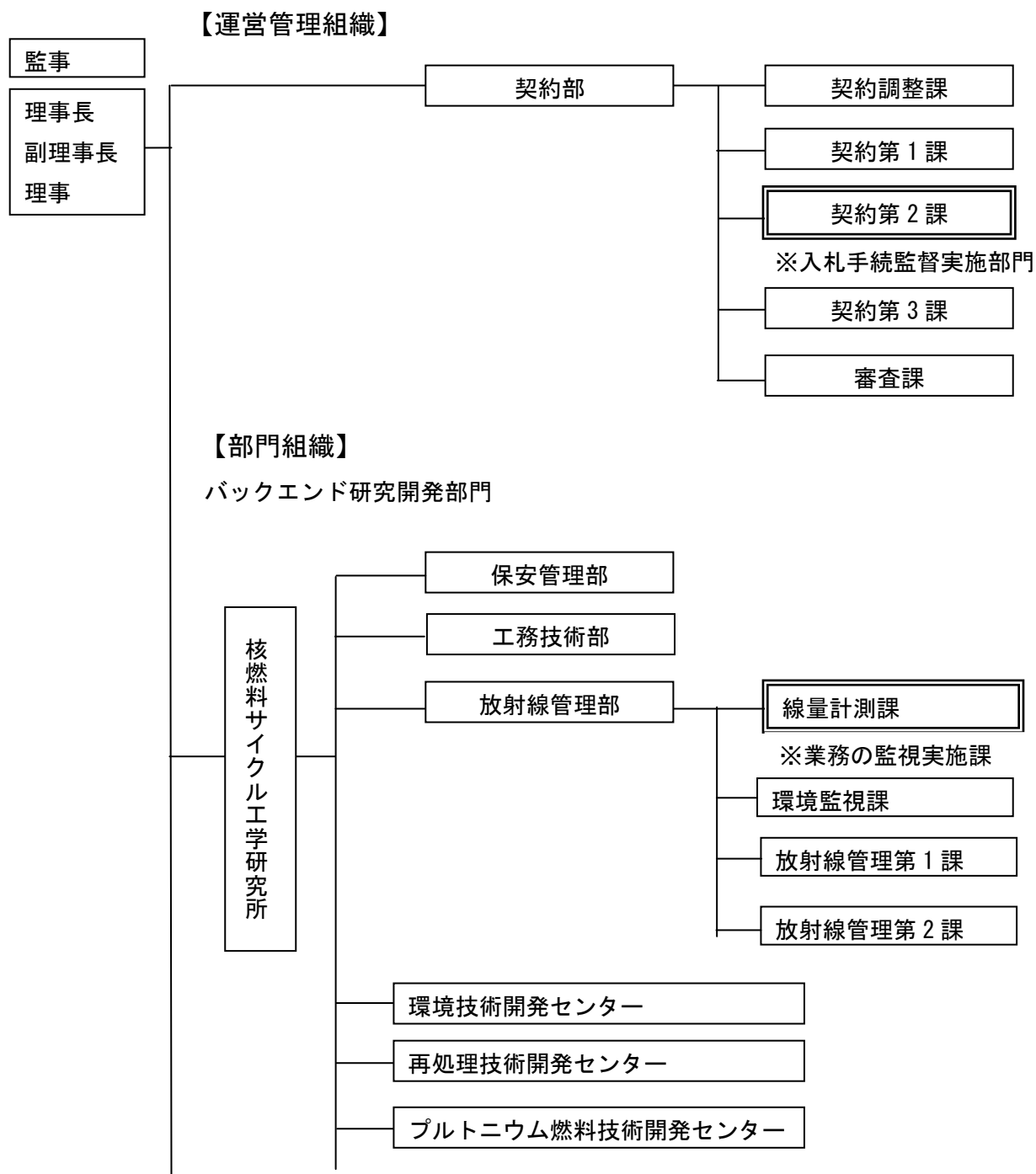
- ① 個人被ばく線量測定に必要な線量計, 線量計読取装置, 体外計測機器等
- ② 個人線量管理システム
- ③ 個人被ばく管理用設備の点検作業に必要なチェック用線源, 照射装置, ファントム等
- ④ ホールボディカウンタ車
- ⑤ 身体除染資機材
- ⑥ 管理区域内用の装備（カバーオール, 靴等）, 個人線量計, 保護具類
- ⑦ 要領書, 手順書, 参考図書等
- ⑧ 机・椅子
- ⑨ OA 機器（パソコン, プリンタ, ソフトウェア等）
- ⑩ 移動用公用車

	⑪ その他，作業及び安全上，機構が必要であると認めたもの 主な物品： ① 電気，ガス，水 ② 個人被ばく管理用設備保守用部品 ③ 薬品（清掃用エタノール，乾燥用シリカゲル等） ④ 記録紙類 ⑤ 放射線防護資材 ⑥ その他，作業及び安全上，機構が必要であると認めたもの
	（注記事項） 上記施設、設備等は、業務を行う範囲において無償貸与。 なお、施設平面図及び設備等の写真を別紙 7 に示す。

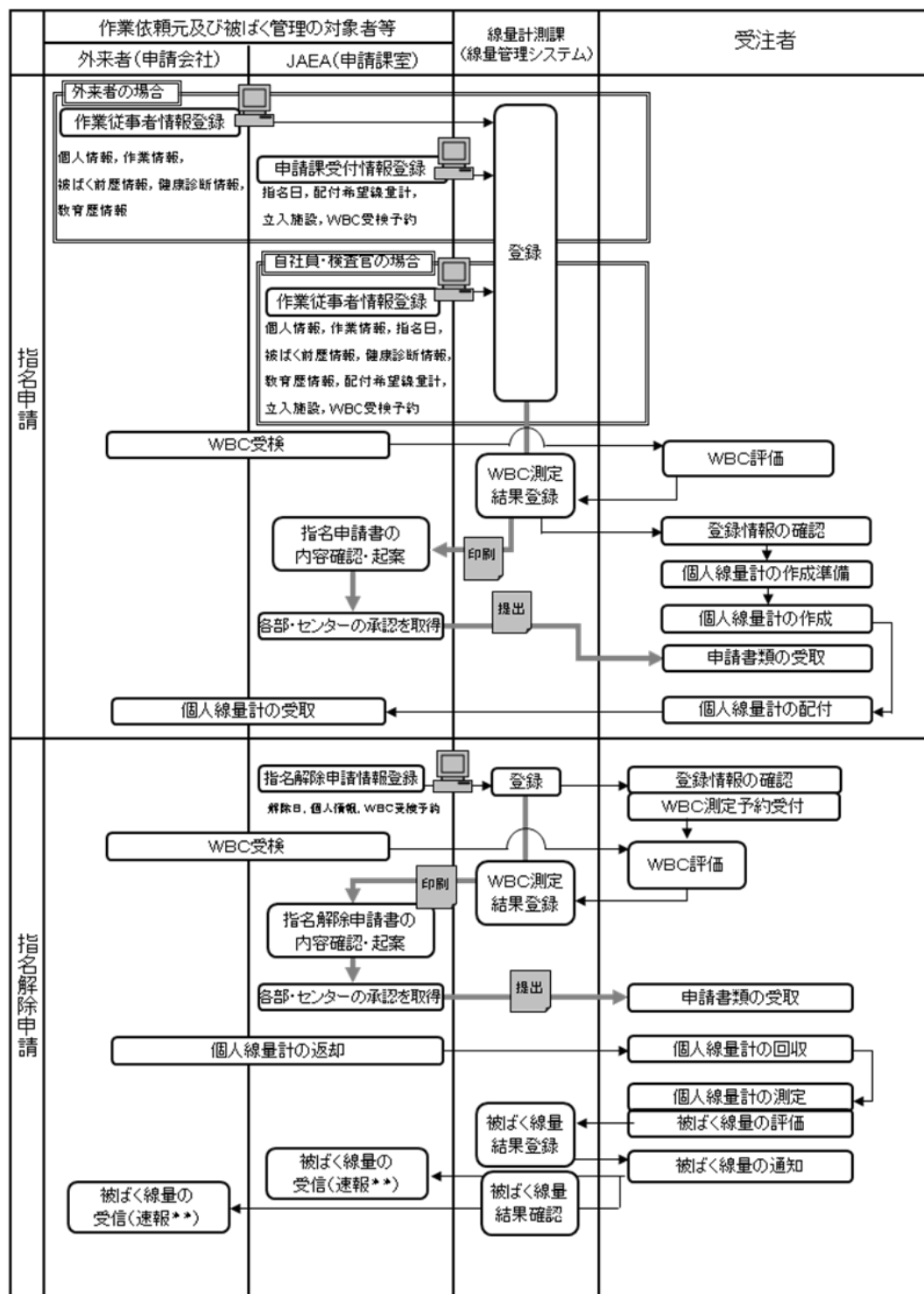
4.	従来の実施における目的の達成の程度 本業務実施における目的の達成の程度 (1) 保安規定及び品質保証計画書等の逸脱 平成 25 年度から 27 年度までの間、事例は発生していない。 (2) 受注者の責による品質保証に係る重大な不適合事象の発生 平成 25 年度から 27 年度までの間、事例は発生していない。 (3) セキュリティ上の重大障害の件数 平成 25 年度から 27 年度までの間、事例は発生していない。
----	---

5.	従来の実施方法等 従来の実施方法 別紙 4（機構組織図）のとおり 別紙 5（別紙 5-1 業務フロー図及び別紙 5-2 業務範囲）のとおり （注記事項） 本業務に関する詳細な情報は民間事業者からの依頼により情報開示を行う。なお、閲覧可能な資料は、別紙 1②～④に示すものとする。
----	---

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構組織図（平成 28 年 4 月 1 日現在）



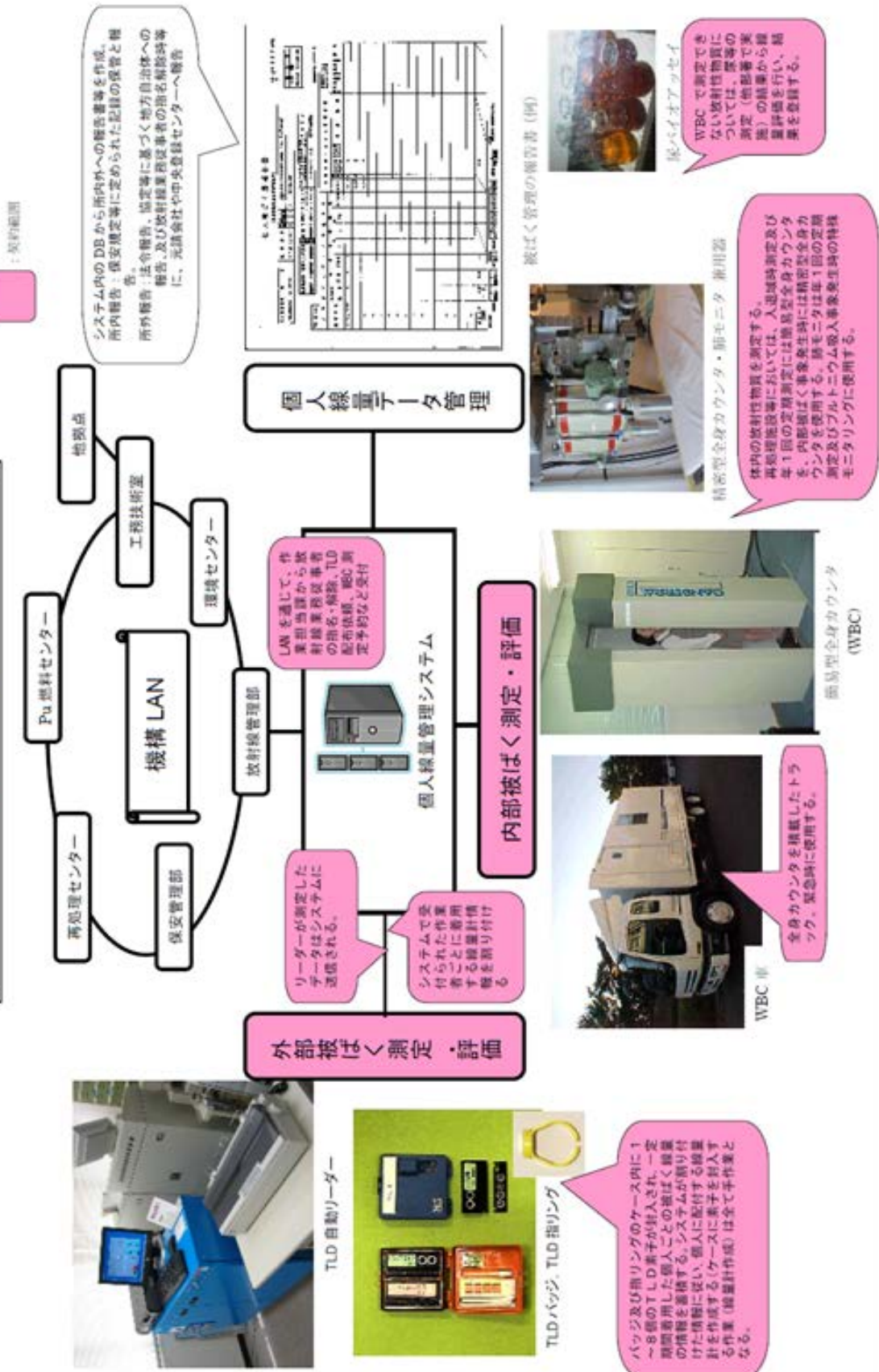
業務フロー



* 対象者が職員の場合のみ

** 個人線量計による外部被ばく線量測定結果のみの通知

核燃料サイクル工学研究所における
個人被ばく管理業務





TLD 自動読取装置



TLD バッジ、TLD 指リング



簡易型全身カウンタ（WBC）



精密型全身カウンタ・肺モニタ兼用器



ホールボディカウンタ車

写真 1 個人被ばく管理業務に係る主要設備・機器

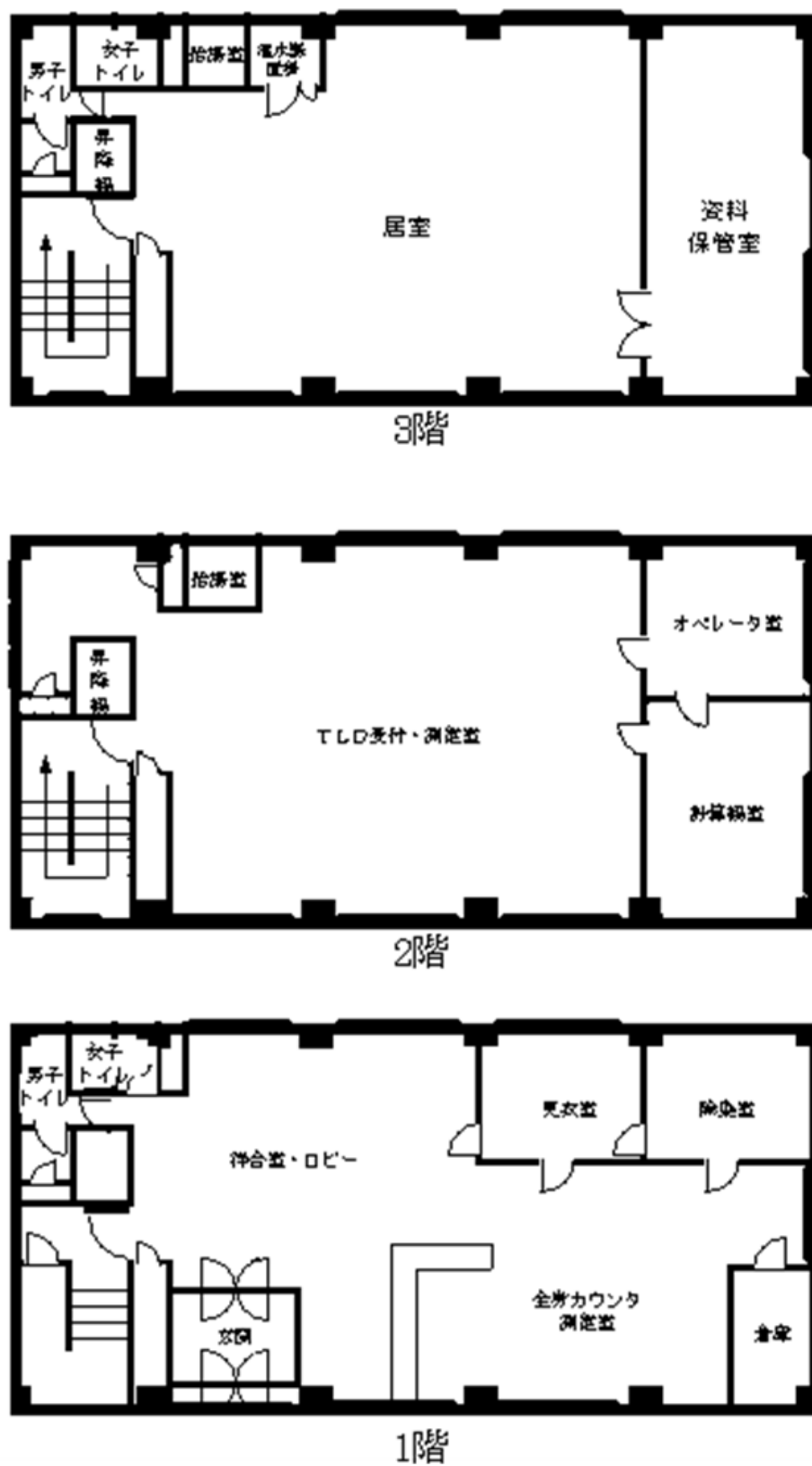


図1 個人被ばく管理棟 平面図

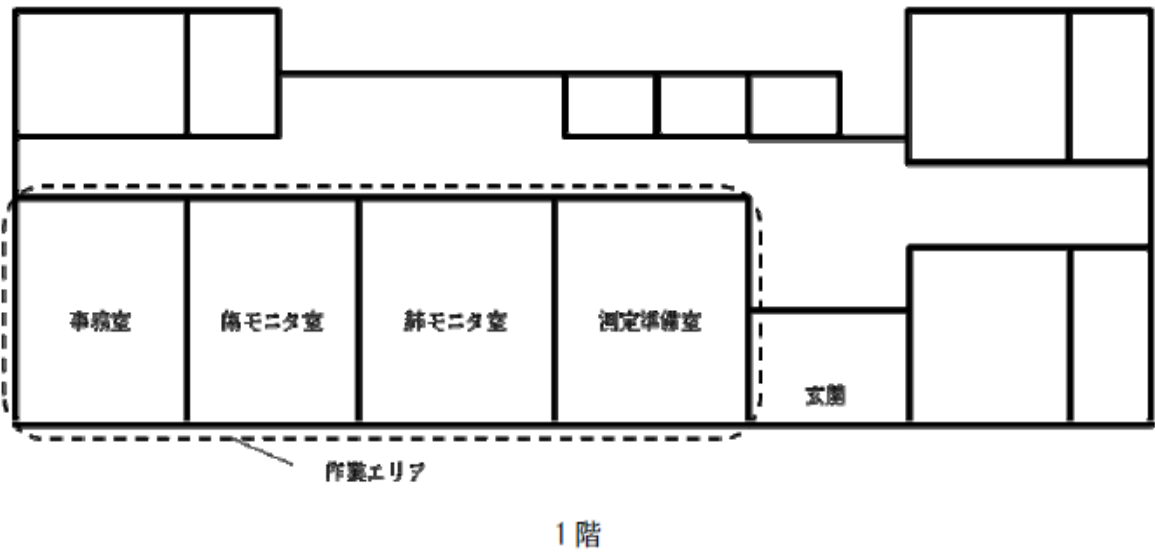


図 2 放射線保健室 平面図

入札仕様書 記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構 殿

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇
会社名 〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者名 〇〇〇〇 印

入 札 仕 様 書

件 名：〇〇〇〇設備の購入(又は点検作業)
契約番号：0000C00000

★〔変更点がない場合の記載例〕

入札仕様につきましては、入札説明書(0000C00000)添付の仕様書のとおりと致します。

★〔変更点がある場合の記載例〕

入札仕様につきましては、下記のとおり変更及び追加いたします。
その他については、仕様書のとおりといたします。

記

頁	項	仕様書内容	変更内容または追加内容	備考
1	2	(1)① A社製 〇〇 形式XX相当品	(1)① A社製 〇〇 形式XX	例示品どおりとする
1	2	(1)② A社製 〇〇 形式YY相当品	(1)② B社製 〇〇 形式ZZ	相当品によるものとする
1	2	(2)型式 空温式	(2)型式 空温式(可搬式)	
1	3	(1)②ガス気化器の基礎を新設すること	(1)②は削除します。	(理由)ガス気化器は可搬式としてい ますので基礎は不要とします。
15	2	右記、下線部を追記します。	②ガス気化器の基礎ボルトは既設の基礎ボ ルトを整備のうえ流用します。 また、基礎は既設を流用できるものとしま す。	
17	5	(3)⑥最高使用外圧9.5g/cm ² g	(3)⑥最高使用外圧9.5kg/cm ² g	(理由)単位の記載が誤っていたため

以 上

又は

入札仕様につきましては、別紙のとおり変更及び追加いたします。
※ (別紙に変更リスト添付)

記載例

国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
契約部長殿

平成〇〇年〇月〇〇日
□□□□□□株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

技術提案書

契約番号：2902CXXXXX
契約件名：平成 29 年度 個人被ばく管理に係る業務

別紙のとおり、提案いたします。

1. 本業務の実施体制について
2. 業務従事予定者に必要な資格等について
3. 本業務の履行体制について

1. 本業務の実施体制について

体制表(作成例)

番号: 2802C00000

件名: ○○○○○○○○○業務請負契約

合計人数 37 名

<ユーティリティ設備>

総括責任者
1名

廃棄物処理場、分析所、分離精製工場		
分任責任者	主任技術者	技術員
1名	1名	2名
第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、廃溶媒貯蔵場、第二スラッジ貯蔵場		
	主任技術者	技術員
	4名	4名
ウラン脱硝施設、高放射性廃液貯蔵場、焼却施設、アスファルト固化処理施設		
	主任技術者	技術員
	2名	2名

安全担当責任者
1名

<換気設備>

ウラン脱硝施設、高放射性廃液貯蔵場、焼却施設、アスファルト固化処理施設		
分任責任者	主任技術者	技術員
1名	2名	4名
廃棄物処理場、分析所、分離精製工場、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、廃溶媒貯蔵場、第二スラッジ貯蔵場		
	主任技術者	技術員
	2名	2名

<真空設備>

分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場	
主任技術者	技術員
1名	2名

<高圧ガス製造設備>

分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場		
分任責任者	主任技術者	技術員
1名	2名	2名

2. 業務従事予定者に必要な資格等について

業務従事予定者に必要な資格等について、以下のとおり証明します。

(1) 仕様書に定める必要な資格等

- ①放射線業務従事者（2名以上）
- ②大型自動車運転免許所有者（1名以上）

(2) 平成〇〇年〇月〇日現在の状況について （以下の項番に〇印又は該当する内容を選んで記述をお願いします。）

- ①業務従事予定者は、原子力機構が示す必要な資格等を満たしており、既に全員雇用しています。
- ②業務従事予定者は、既に全員雇用していますが、〇名については原子力機構が示す必要な資格等を満たしていないため、契約開始までに必要な資格等を満たすことを約束します。
- ③業務従事予定者のうち、〇名は原子力機構が示す必要な資格等を満たしており、既に雇用していますが、残り 〇名は必要な資格を取得する予定または採用予定であり、契約開始までに原子力機構が示す必要な資格等を満たす人材を確保することを約束します。

(3) 上記(1)に定める必要な資格等の証明

添付資料のとおり。

(添付資料)

1. 仕様書に定める必要な資格等

(1) 放射線業務従事者（必要人数 2 名以上）

従事予 定者	雇用日	中央登録番号	事業者による放射線 業務従事者の指名日
従事者 X	H○年○月○日	XX-XXXXXX	H○年○月○日
従事者 X	H○年○月○日 (予定)	XX-XXXXXX	H○年○月○日 (予定)

(2) 大型自動車運転免許所有者（必要人数 1 名以上）

従事予 定者	雇用日	免許証番号	免許証交付日
従事者 X	H○年○月○日	XXXX XXXX XXXX	H○年○月○日
従事者 X	H○年○月○日 (予定)	XXXX XXXX XXXX	H○年○月○日 (予定)

2. 資格を証明する書類の写し

3. 本業務の履行体制について

過去の業務実績や資格（取得済み又は取得予定）等を組合せて、本業務の履行体制を示してください。なお、下記は記載例です。下記の業務実績や資格がなければならないというものではありません。

（記載例）

①過去の業務実績

1) 会社としての受注（執行）実績

受注期間	受注内容
平成○年○月○日～平成○年○月○日	〇〇株式会社（プルトニウム燃料取扱施設）の個人被ばく管理に係る業務請負

2) 個人での従事実績

従事予定者	従事期間	従事内容
従事者 X	平成○年○月○日～平成○年○月○日	〇〇県 内部被ばく検査に係るホールボディカウンタ性能維持業務において校正業務担当者として従事

②取得資格

1) 会社としての取得資格

取得資格	免状の番号（登録番号）
ISO 9001 認証の取得	XXXX XXXX
核燃料取扱主任者資格取得者の雇用	XXXX XXXX

2) 個人での取得資格

従事予定者	取得資格	免状の番号	資格取得日
従事者 X	第1種放射線取扱主任者	XXXX XXXX	H○年○月○日

③受講した講座等

従事予定者	講座名及び主催者	受講日
従事者 X	原子力安全のためのマネジメントシステム規定 特別講習会（一般社団法人日本電気協会）	H○年○月○日
従事者 X	〇〇講座（〇〇協会）	H○年○月○日

④総括責任者

総括責任者	総括責任者が有する知見
従事者 X	「3. ① 2) 個人での従事実績」に記載。

※総括責任者は、「常駐/兼務/非常勤」とする。

⑤セルフモニタリング体制

- ・本業務に関する知見を有する者（「3. ① 1) 会社としての受注（執行）実績」に従事した者）が本件実施場所にて巡回、指導を行う（1 回/週以上）。
- ・ミーティングを開き、本業務における進捗状況や問題発生の有無を確認する（1 回/月以上）。原則、本ミーティングには、本業務従事者全員が参加する。
- ・機構への提出書類（本業務に係るデータ、文書及び資料等）については、作成時にダブルチェックを行う。

⑥本業務に求められる知見

1) 外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定評価

「3. ① 過去の業務実績」及び「3. ② 取得資格」の記載をもって知見を示す。

2) 測定機器の保守管理

「3. ① 過去の業務実績」、「3. ② 取得資格」及び「3. ③ 受講した講座等」の記載をもって知見を示す。

平成 29 年度 個人被ばく管理に係る業務
仕様書

平成 28 年〇月

日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
放射線管理部 線量計測課

目 次

1. 目的	3
2. 契約範囲	3
3. 実施場所	3
4. 実施期日等	3
5. 業務内容	4
6. 業務に従事する要員数	7
7. 業務に必要な資格等	8
8. 支給品及び貸与品等	8
9. 提出書類	8
10. 検収条件	9
11. 産業財産権等	9
12. 特記事項	9
13. 総括責任者	12
14. 検査員及び監督員	12
15. グリーン購入法の推進	12

1. 目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）核燃料サイクル工学研究所（以下、「研究所」という。）放射線管理部線量計測課において、職員、外来業者等を含む研究所の管理区域立入者（放射線業務従事者及び一時立入者）について、外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定等の個人被ばく管理に係る業務を請負わせる為の仕様について定めたものである。本業務の内、外部被ばく測定機器の保守管理に係る線量計の基準照射（管理区域である計測機器校正施設で行う。）を除き、業務の実施場所は全て非管理区域である。

なお、研究所のプルトニウム燃料取扱施設及び再処理施設では、プルトニウム同位体を取扱う作業が実施される。そのため、 $\beta \cdot \gamma$ 線による外部被ばく管理に係る業務に加え、中性子線による外部被ばく管理、 α 線核種による内部被ばく管理に係る業務が必要となる。また、グローブボックス作業や広く汚染したエリアや線源が多方向に存在するエリアでの作業などが実施されるため、不均等被ばくや水晶体被ばくの管理に係る業務等も必要となる。

請負者は、研究所の個人被ばく管理方法、個人被ばく測定に係る装置の取扱い方法・構造、関係法令・規程等を十分に理解し、請負者の裁量、責任及び負担において計画立案し、本業務を実施するものとする。

2. 契約範囲

- (1) 外部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理
- (2) 内部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理
- (3) 上記(1)、(2)の業務に係るデータ、文書及び資料等の作成・管理及び物品等の管理

なお、外部被ばく線量及び内部被ばく線量の評価については、定期測定のみであり、プルトニウム吸入事象発生時等の特殊モニタリングにおける評価は、契約範囲外とする。

3. 実施場所

本仕様書に定める業務を実施する場所は、以下の通りとする。

- ・ 〒319-1194 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 33

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

個人被ばく管理棟、放射線保健室、医務棟、計測機器校正施設（管理区域含む）※、
ホールボディカウンタ車

- ・ その他、総括責任者と事前に協議して定めた場所

※計測機器校正施設にて実施する外部被ばく線量計の保守管理に係る基準照射業務のみ管理区域内作業となる。

4. 実施期日等

機構の施設管理、情報管理等を鑑み、本仕様書に定める業務は下記の期間及び時間で実施することとする。

ただし、監督員及び総括責任者の双方にて協議により、下記(1)ただし書きに定める日又は(2)に定める時間以外の時間において、本仕様の範囲内の業務を実施することがある。

(1) 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）、機構創立記念休日（10 月の第 1 金曜日とする。但し、10 月 1 日が金曜日の場合は、10 月 8 日とする。）、その他機構が特に指定する日を除く。

(2) 実施時間

原則として、次の時間帯に実施する。

平日 8:30~17:00

5. 業務内容

本業務の実施にあたっては、本仕様書に定める事項の他、本業務に係る適用規定、社内規定、要領書等を十分に理解のうえ実施するものとする。

5.1 業務の実施に係り必要な事項

(1) 作業開始前までに必要な事項

平成 29 年 4 月 1 日から作業を開始できるように以下の事項を実施すること。

- 1) 放射線業務従事者については作業開始前日までに従事者指名手続きを完了できるよう、作業開始日 1 週間前までに指名手続きに必要な教育が終了していること（必要な項目がそれぞれ求められた実施時間数を満たしていること）を証明することのできる教育実施結果報告書及び特殊健康診断結果を提出すること。また、全身カウンタ測定を監督員と協議した日までに完了すること。
- 2) 作業開始日前日までに当該業務に係る品質保証（「原子力発電所における安全のための品質管理規程（JEAC4111）」に基づく品質保証の考え方及び研究所の品質保証計画書）に関する教育を終えること。
- 3) 作業開始日前日までに研究所の安全衛生等に係る新規配属者教育を受講すること。

(2) 作業期間中に必要な事項

- 1) 機構の品質保証計画に基づく、教育・訓練、コミュニケーション（課会、連絡会等）等に参加すること。
- 2) 機構の品質保証計画に基づく、作業員の技術的能力の設定を行うこと。
- 3) 機構の年間計画等に基づく、安全に関わる各種行事に参加すること。
- 4) 機構の年間計画等に基づく、教育・訓練に参加すること。
- 5) 機構の安全推進協議会に参加すること。

5.2 業務内容詳細

(1) 外部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理

① 業務内容

- イ. 定期管理に係る業務
- ロ. 新規指名者に対応する業務
- ハ. 指名解除者に対応する業務
- ニ. 一時立入者に対応する業務
- ホ. 特殊放射線作業、定常外業務及び環境等のモニタリングに係る業務
- ヘ. 線量計の保守・管理
- ト. TLD 読取装置等の保守・管理
- チ. 外部被ばく管理業務に係る問合せ対応

② 実施頻度、作業量及び納期等

イ. 定期管理に係る業務

定期管理期間開始の前日までに当該期間用の線量計を作成・配付する。また管理期間終了後の線量計を速やかに回収し、管理期間が 1 か月の従事者（以下、「1 月管理者」という。）分については概ね回収後 1 週間以内、管理期間が 3 か月の管理者（以下、「3 月管理者」という。）については概ね回収後 3 週間以内に測定・評価を行う。年間の作成・配付・測定の延べ件数は、定期管理（1 月管理者）の対象数で約 4、000 件、定期管理（3 月管理者）の対象数で約 7、000 件である。

線量計の作成・配付及び評価については、所定の手順書にその方法が記載されているが、測定（読取装置を使用した読み取り）の方法についてはメーカーのマニュアル・技術資料等をもとに実施する。以下の各項についても同様である。

ロ. 新規指名者に対応する業務

新規に指名申請を起案する担当課（申請課）による従事者指名申請書の個人線量管理システム^{注 1}への入力完了の翌作業日中に線量計を作成し、必要な決裁が済んだ申

請書を持参した申請課の担当者に配付する。新規指名者の対応件数は年間延べ 2、000 件程度である。

ハ. 指名解除者に対応する業務

従事者指名解除申請書及び使用済み線量計の受領の翌作業日中に、線量計の測定を行い、外部被ばくによる実効線量及び等価線量を評価する。指名解除に伴う測定・評価の件数は年間延べ 2、000 件程度である。

二. 一時立入者に対応する業務

一時立入者用の線量計について、必要の都度、作成・配付・測定・評価を行う。一時立入者の対応件数は年間延べ 2、000 件程度である。

ホ. 特殊放射線作業^{注2}、環境等のモニタリングに係る業務

以下の目的等で使用される線量計について、機構内の担当部署からの依頼に基づき、作成・配付・測定・評価を実施する。本件の実施件数は年間約 250 件程度である。また、1 件あたりの作業員数（線量計の数）は平均で 10 人程度である。

- ・ 研究所で実施される特殊放射線作業等の放射線作業における作業員の被ばく管理
- ・ 緊急時対応（緊急作業への従事、公設消防及び自衛消防の隊員への貸与、環境モニタリング等）
- ・ 国際原子力機関（IAEA）によるランダム査察への対応
- ・ 福島第一原発事故に係る機構職員の業務での被ばく管理（作成・配付・測定・評価）^{注3}
- ・ 機構茨城地区における医療従事者の被ばく管理
- ・ 作業環境、管理区域境界、周辺環境等における線量の測定

ヘ. 線量計の保守・管理

線量計（TLD プレート約 20、000 個、TLD 指リング約 500 個、TLD バッジハンガー約 4000 個、環境・作業環境等測定用 TLD 約 1000 個）について、保守・運用及び在庫管理を行う。線量計は計画的に使用・保管を行い、使用予定のある線量計については、保管の期間を利用し、所定の手順書に従って年度内に 1 回以上の品質検査を行う。また、品質検査後速やかに、補正係数等を含む検査結果について、管理用データベース（Excel ファイル等）の更新を行う。

品質検査では、計測機器校正施設での基準照射を行う。照射装置の使用にあたっては、あらかじめ線量計測課が実施する照射装置の使用に係る教育を受講するほか、月ごとに照射装置担当者（線量計測課員）との使用時間確保のための調整が必要となる。

ト. TLD 読取装置等の保守・管理

TLD 読取装置、TLD 熱処理炉、TLD 保管用デシケータ及び TLD 自動照射装置について、所定の手順書に従い、1 回／使用日の頻度で日常点検と 1 回／月又は 1 回／年の頻度で点検・校正を実施する。読取装置の校正においては、上記ヘ. で述べた計測機器校正施設での基準照射が必要である。また、読取装置に内蔵されたチェック用線源の管理も行う。手順書には点検すべき項目、判定基準等が記載されているが、点検のために必要な機器の操作方法については記載していないため、メーカーのマニュアルや技術資料をもとに実施する。

また、これらの点検及び日常の使用において不具合を発見した場合は、軽微な事象であれば修復し、それ以外の場合はメーカー修理に係る不具合箇所の連絡・対応等を行う。なお、メーカー修理に係る費用負担は機構とする。修復・修理の内容から、再び使用する前に点検・校正が必要と判断される場合は、それを実施する。

これらの保守・管理の対象となる装置の型式、台数、点検頻度等を表 1 に示す。

チ. 外部被ばく管理業務に係る問合せ対応業務

イ. ～ホ. で述べた線量計の作成・配付・測定・評価は、全て機構内の担当部署からの申請により実施される。この申請等に係る担当部署からの問い合わせについて、発生の都度速やかに対応する。なお、この対応に係るマニュアル、FAQ 集はない。

注 1 個人線量管理システム：データベースを利用して放射線業務従事者の指名申請入力支援や外部被ばく評価及び内部被ばく評価の登録等を行うシステム。

注 2 特殊放射線作業：放射線作業を作業環境の汚染や線量のレベル等をもとに区分する際の呼称のひとつ。区分は保安規定等で定義される。原子力施設で一般に使われている呼称ではなく、発電所等では第一種、第二種等での呼称が使われることが多い。

注 3 本業務の実施場所は、3 項に示す場所（核燃料サイクル工学研究所）である。

(2) 内部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理

① 業務内容

- イ. 体外計測及びバイオアッセイによる定常モニタリングの実施
- ロ. 新規指名者、指名解除者及び一時立入者に対応する業務
- ハ. 体外計測機器の保守・管理
- ニ. ホールボディカウンタ車の管理・運行
- ホ. 内部被ばく管理業務に係る問合せ対応

② 実施頻度、作業量及び納期

イ. 体外計測及びバイオアッセイによる定常モニタリングの実施

再処理施設及び高レベル放射性物質研究施設の放射線業務従事者を対象に 1 回／年、全身カウンタによる測定を行う。また、被検者の任意抽出による、肺モニタ測定及びバイオアッセイ試料（尿、便）分析に係る対応（試料採取容器の配付、試料回収、分析担当部署への依頼、分析結果の受領及び線量評価等）等を行う。年間の測定・評価件数は、体外計測による定常モニタリング（全身カウンタ）が約 1、000 件、体外計測による定常モニタリング（肺モニタ）が約 100 件、バイオアッセイによる定常モニタリングが約 180 件である。

体外計測器による測定によって得られた体内放射能、バイオアッセイにより得られた排泄放射能からの線量評価方法については、所定の手順書にその方法が記載されているが、体外計測器による測定についてはメーカーのマニュアル・技術資料等を参照する。

ロ. 新規指名者、指名解除者及び一時立入者等に対応する業務

研究所内各部署からの申請に伴い、個人線量管理システムを通じて予約された全身カウンタの入退域時の測定の対応を行う。放射線業務従事者の入・退域時測定が年間 2、000 件程度、規定等で定められた特定エリアに入域する一時立入者等の入退域時測定が年間 1、000 件程度である。この測定は、個人線量管理システムの利用により、被測定者の簡単な操作で実施できることから、操作補助及び測定結果がエラーとなった場合の手順書に基づく再測定対応が主な業務となる。

ハ. 体外計測機器の保守・管理

全身カウンタ及び肺モニタ（全身カウンタとの兼用器も含む）について、所定の手順書に従い、1 回／使用日（使用予定のない週については 1 回／週程度）の頻度で日常点検、1 回／月を目安に月例点検、1 回／年の校正を実施する。この点検・校正で使用するチェック用線源及び核燃料物質の管理を行い、必要と判断される場合には、密封状態の確認のため使用場所、保管場所及びその周辺の汚染検査を実施する。手順書には点検すべき項目、判定基準等が記載されているが、点検のために必要な機器の操作方法については記載していないため、メーカーのマニュアルや技術資料をもとに実施する。

また、これらの装置のうち Ge 半導体検出器を用いた装置については、冷却用の液体窒素の管理を行い、原則として常時測定可能な状態を維持する。

さらに、これらの点検・校正及び日常の使用において不具合を発見した場合は、軽微な事象であれば修復し、それ以外の場合はメーカー修理に係る不具合箇所の連絡・対応等を行う。メーカー修理に係る費用負担は機構とする。修復・修理の内容から、再び使用する前に点検・校正が必要と判断される場合は、それを実施する。

これらの保守・管理の対象となる装置の型式、台数等を表2に示す。

二. ホールボディカウンタ車の管理・運行

4. 項に示す実施期間において機構から指示があった場合は速やかに測定場所まで運行し、測定準備を行う。また、1回/週程度、エンジン始動等により運行に支障のないことを確認する。ただし、車検や所外への出動等で1週間以上、研究所内での使用・保管がない場合はこの限りではない。

また、この車両管理業務及び日常の使用において不具合を発見した場合は、軽微な事象であれば修復し、それ以外の場合は専門業者による修理に係る連絡・対応等を行う。

ホ. 内部被ばく管理業務に係る問合せ対応

イ. 及びロ. で述べた内部被ばくの測定・評価は、全て機構内の担当部署からの申請又は線量計測課から担当部署への実施依頼により実施される。この申請・依頼等に係る担当部署からの問合わせについて、発生の都度速やかに対応する。なお、この対応に係るマニュアル、FAQ集はない。

(3) データ、文書及び資料等の作成・管理及び物品等の管理

以下に示す内容の業務を適宜実施する。

イ. (1)、(2)項の業務の実施に係る個人線量管理システムの操作及び記録の作成・管理

当該業務については、その記録をデータベース化して管理するため、個人線量管理システムを使用する。また、当該業務により得られた被ばく線量の測定・評価結果、装置等の点検・保守結果等の記録を所定の様式に従い作成し、機構の確認を経た後、所定の要領に従い紙媒体、電子データにて保管管理する。本項に係る記録の一覧を表3に示す。

ロ. (1)、(2)項の業務で使用する設備・機器・物品等の管理

当該業務で使用する設備・機器の他、清掃用具の物品を適切に管理する。

ハ. 身体除染用資機材の保守管理

医務棟における身体除染に必要な資機材及び緊急時において自治体の所有する救急車や患者搬送先の医療機関等にて使用するためにあらかじめ備える資機材について管理する。この内、身体除染に必要な資機材については、2回/年点検を行い、その結果を速やかに所定の様式にまとめ報告する。

二. 身体除染用器材の補充対応及び在庫管理

前項の点検に加え、研究所内に配備された身体除染用器材のうち除染剤及び除染に係る器材について、設置担当部署又は点検担当部署からの連絡により、欠品・経年劣化等による交換・補充が必要と判明した場合は、速やかに対応を行う。また、補充用物品の在庫管理（数量管理及び外観検査等による品質管理）を行い、必要に応じて機構担当者への報告・追加購入のための書類作成を行う。

(4) その他

上記に付随する作業で機構との協議により定められた業務を実施する。

6. 業務に従事する要員数

5人程度^{注4}

注4 3項に定める実施場所に駐在して業務を実施する要員数の目安。要員の配置については、請け負った業務について、どのくらいの人数で、どのような配置で処理していくかは請負者の裁量であることから、日々常に業務の完全な履行がなし得るように要員を配置すること。

7. 業務に必要な資格等

請負者は、本業務を実施するに当たり以下に示す法定資格者等を配置又は選任すること。なお、法定資格者等の重複は可とする。

- (1) 放射線業務従事者（*）（2 名以上）：計測機器校正施設（管理区域）における線量計の基準照射のため
- (2) 大型自動車運転免許所有者（1 名以上）：ホールボディカウンタ車の運行のため

* 放射線従事者中央登録センターが運営している被ばく線量登録管理制度に登録した上で必要な教育の受講及び特殊健康診断を受診し、放射線管理区域を有する事業者による放射線作業従事者指定を受けられる者。

8. 支給品及び貸与品等

(1) 支給品

- ① 電気、ガス、水
- ② 個人被ばく管理用設備保守用部品
- ③ 薬品（清掃用エタノール、乾燥用シリカゲル等）
- ④ 記録紙類
- ⑤ 放射線防護資材
- ⑥ その他、作業及び安全上、機構が必要であると認めたもの

(2) 貸与品等

- ① 個人被ばく線量測定に必要な線量計、線量計読取装置、体外計測機器等
- ② 個人線量管理システム
- ③ 個人被ばく管理用設備の点検作業に必要なチェック用線源、照射装置、ファントム等
- ④ ホールボディカウンタ車
- ⑤ 身体除染資機材
- ⑥ 管理区域内用の装備（カバーオール、靴等）、個人線量計、保護具類
- ⑦ 要領書、手順書、参考図書等
- ⑧ 机・椅子
- ⑨ OA 機器（パソコン、プリンタ、ソフトウェア等）
- ⑩ 移動用公用車
- ⑪ その他、作業及び安全上、機構が必要であると認めたもの

9. 提出書類

下表に従い、必要書類を提出する。提出先は線量計測課とする。

	書類名	指定様式	提出期日	部数	備考
1	総括責任者届	機構様式	契約後及び変更の都度速やかに	1 部	総括責任者代理も含む
2	実施要領書 ^{注5}	指定なし	〃	〃	
3	従事者名簿	指定なし	〃	〃	変更があればその都度
4	健康診断結果（写し） ^{注6}	指定なし（実施記録）	〃	〃	放射線業務従事者の指名を受ける者に限る
5	業務週報	指定なし	翌週の水曜日まで	〃	

	書類名	指定様式	提出期日	部数	備考
6	業務月報	指定なし	翌月7日まで	〃	
7	終了届 ^{注7}	機構様式	〃	〃	
8	その他機構が必要とする書類				詳細は別途協議

注5 請負者が独自に実施時間、実施体制、人員配置、実施方法等を定めた書類。

注6 健康診断結果（写し）とは、問診及び検査又は検診記録（詳細は、電離則様式第一号参照。）のコピーをいう。なお、機構では、健康診断結果の写しを放射線障害防止法に基づく利用目的以外に使用せず、記録保管管理を適正に行うものとする。

注7 本仕様書の定めるところに従って毎月の業務が実施されたことを検収（可否の判定）するための書類。（機構指定様式）

10. 検収条件

終了届及び業務月報の確認並びに仕様書の定めるところに従って業務が実施されたこと及び実施要項にて設定した確保されるべき対象業務の質が満足されたことを機構が認めたときをもって業務完了とする。

11. 産業財産権等

産業財産権等の取扱いについては、別紙「産業財産権特約条項」に定められたとおりとする。

12. 特記事項

- (1) 請負者は、機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、最新のルール（法令、機構の規程等）を遵守し、かつ安全性に対する十分な配慮をした上で、本業務を着実に遂行しうる能力を有する者を従事させるものとする。
- (2) 請負者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果、その他のすべての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 請負者は、業務の実施に当たって、下記に代表される法規、規格基準及び社内・所内規程等の最新の内容を遵守するものとし、機構が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。また、②社内・所内規程等については、所定の手続きを経て機構内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先にあらかじめ連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。
なお、本仕様書に定める事項の他、「安全管理・放射線管理仕様書」に定める遵守事項に従うこと。

連絡先：放射線管理部 線量計測課 TEL：029-282-1133（内線 2711）

①適用法規、規格基準

イ. 原子力基本法

- ロ. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）
- ハ. 使用済燃料の再処理の事業に関する規則
- ニ. 核燃料物質の使用等に関する規則
- ホ. 核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示
- ヘ. 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示
- ト. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び関係命令・通知
- チ. 労働安全衛生法及び関係命令・通知
- リ. 電離放射線障害防止規則
- ヌ. 個人情報の保護に関する法律

②社内・所内規程等

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| イ. 核燃料サイクル工学研究所 | 核燃料物質使用施設保安規定 |
| ロ. 核燃料サイクル工学研究所 | 再処理施設保安規定 |
| ハ. 核燃料サイクル工学研究所 | 核燃料物質使用施設放射線管理基準 |
| ニ. 核燃料サイクル工学研究所 | 再処理施設放射線管理基準 |
| ホ. 核燃料サイクル工学研究所 | 放射線保安規則 |
| ヘ. 核燃料サイクル工学研究所 | 放射線障害予防規程 |
| ト. 核燃料サイクル工学研究所 | 安全衛生管理規則 |
| チ. 核燃料サイクル工学研究所 | 共通安全作業基準及び要領 |
| リ. 核燃料サイクル工学研究所 | 放射性物質等事業所内運搬要領 |
| ヌ. 核燃料サイクル工学研究所 | 安全管理仕様書 |
| ル. 核燃料サイクル工学研究所 | 放射線管理仕様書 |
| ヲ. 核燃料サイクル工学研究所 | 安全管理棟安全作業基準 |
| ワ. 核燃料サイクル工学研究所 | 計測機器校正施設安全作業基準 |
| カ. 核燃料サイクル工学研究所 | 放射線保健室安全作業基準 |
| ヨ. 核燃料サイクル工学研究所 | 電気工作物保安規程 |
| タ. 核燃料サイクル工学研究所 | 原子力規制関係法令等に基づく通報連絡要領 |
| レ. 核燃料サイクル工学研究所 | 原子力施設における安全文化醸成及び法令等の遵守活動規則 |
| ソ. 日本原子力研究開発機構 | 個人情報保護規程 |
| ツ. 日本原子力研究開発機構 | 情報セキュリティ管理規程 |
| ネ. 日本原子力研究開発機構 | 情報システムセキュリティ対策基準について |
| ナ. 日本原子力研究開発機構 | ソフトウェアライセンス管理規程 |
| ラ. 核燃料サイクル工学研究所 | ネットワーク利用管理規則 |

(4) 請負者は、異常事態等が発生した場合、前項及び下記に示す規則等及び機構からの指示に従い行動するものとする。また、請負者は実施時間外であっても機構からの呼び出し通報を受けた時には、従事者を直ちに必要な措置等に従事させるものとする。

- ① 核燃料サイクル工学研究所 事故対策規則
- ② 核燃料サイクル工学研究所 事故対策手順（放射線管理部及び他部・センター）

(5) 請負者は、業務品質の確保を図るため、下記の文書に定めた内容に基づき業務を遂行するとともに、機構の指示する教育に参加し、機構が定める最新の諸規則及び機構監督員の指示に従うものとする。これをもって、請負者に対する品質監査は適用しないものとする。

- ① 日本原子力研究開発機構 再処理施設品質保証計画書
- ② 核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設品質保証計画書
- ③ 核燃料サイクル工学研究所 「放射線保安規則」及び「放射線障害予防規程」適用施設に係る品質保証計画書

④ 核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部品質保証管理要領書

- (6) 請負者は、(3)～(5)の遵守すべき諸規則・基準等を十分理解して業務を行うものとする。
- (7) 請負者は、従事者に関しては労働基準法、労働安全衛生法、その他法令上の責任及び従事者の規律秩序並びに風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (8) 請負者は機構が伝染性の疾病に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (9) 請負者は、当該業務を実施する上で、不適合事象等を発見した又は発生させた場合、その原因を明らかにし、監督員と協議の上、再発防止の対策を講じる。
- (10) 請負者は、過去に当該業務において不適合を発生させたことがある場合、その内容及び原因を明らかにし、監督員と協議の上、再発防止の対策を講じる。
- (11) 請負者は、支給品及び貸与品、利用を許可された設備、機器、物品等について、滅失破損が生じないように使用・管理を行うものとする。
- (12) 請負者は、自らの責任において従事者の教育を実施するものとする。ただし、機構が実施する安全教育（人事部人事課が行う技術研修を含む）のうち、指定する教育については受講させることができる。
- (13) 請負者は、本契約が確実かつ円滑に遂行できるよう、従事予定者について、以下の次項を実施すること。
作業開始日の前日までに、品質保証に関する教育（品質保証計画書及び品質保証活動に必要な文書及び記録）及び安全衛生等に係る新規配属者教育を終えること。
- (14) 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ
- ①請負者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構の協力のもと現行業務請負者から本業務の開始日までに必要な業務引継ぎを受けなければならない。なお、機構は当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行業務請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎに必要となる経費は、現行請負者の負担とする。
- ②本業務期間満了の際、請負者は機構の協力のもと次期業務請負者に対し、次期業務の開始日までに必要な業務引継ぎを行わなければならない。なお、機構は、当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次期請負者に対し必要な措置を講ずるとともに、引継ぎ完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎに必要となる請負者で発生した経費は、請負者の負担とする。
- 基本事項説明の詳細は、機構、請負者及び新規請負者間で協議のうえ、一定の期間（3週間目途）を定めて原契約の期間終了日までに実施する。
- なお、本業務の請負者が次期業務請負者となる場合には、この限りではない。
- (15) 請負者は、本仕様書に係る物品等の維持、運用に必要な技術情報（ただし、保安に係るものに限る）を機構に提供するものとする。また、技術情報の提供があった場合、機構が提供された技術情報を必要に応じて外部機関と共有することを認めるものとする。
- なお、ここでいう技術情報とは、本仕様書に係る業務によって知り得た運用上の注意事項や知見及び不具合が発生又は発生するおそれのある場合の予防措置に必要な情報などを指す。

(16) 請負者は、上記の各項目に従わないことにより生じた機構の損害及びその他の損害について責任を全て負うものとする。

(17) 請負者は、当該業務を実施する上で不明な点が生じた場合、監督員及び総括責任者の双方にて協議を行い決定する。

(18) その他、仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ決定する。

13. 総括責任者

請負者は、本契約業務を実施するに当たり、請負者を代表して直接指揮命令する総括責任者及びその代理者を選任し、次の業務に当たらせるものとする。ただし、次の任務が支障なく行えることを条件に、兼任（従事者と兼務する）や非常駐でも可とする。

(1) 請負者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令

(2) 本契約業務履行に関する機構との連絡及び調整

(3) 請負者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する業務

14. 検査員及び監督員

検査員 放射線管理部 線量計測課 課長又は課長代理

監督員 放射線管理部 線量計測課 当該チームリーダー

15. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

16. 作業分担等

本契約に係る作業分担について表 4 に示す。

以 上

表 1 点検・保守対象機器一覧（外部被ばく関係）

機器名	型式	台数	点検・保守の種類		
			日常点検	点検・校正	
				1回/月	1回/年
TLD 読取装置	Panasonic UD-7900P	2	○	○	—
	Panasonic UD-706P	1	○	—	○
	Panasonic UD-5160P	1	○	○	—
	Panasonic UD-5120PGL	1	○	○	—
TLD 自動照射装置	Panasonic UD-794P	1	○	—	○
TLD 熱処理炉	Panasonic UD-605C	1	○	—	—
TLD 保管用デシケータ	—	5	○	—	—

表 2 点検・保守対象機器一覧（内部被ばく関係）

機器・型式名		台数	点検・保守の種類		
			日常点検	月例点検	校正
簡易型全身カウンタ	Canberra FASTSCAN	3	○	○	—
	日立アロカ	1	○	—	○
肺モニタ兼精密型全身カウンタ（Canberra BEGe）		1	○	—	○
スキャニング型全身カウンタ（SEIKO EG&G）		1	○	—	—
肺モニタ（Canberra ACT-Ⅱ）		1	○	—	—

表 3 作成記録一覧

記録名称	作成頻度
一時立入者指名申請書	測定の都度
外部被ばく臨時測定依頼書・結果報告書	実施の都度
線量測定結果通知（作業モニタリング）	実施の都度
線量測定結果通知（作業環境モニタリング）	実施の都度
外部被ばくによる線量推定・認定記録	実施の都度
内部被ばくによる線量推定・認定願	実施の都度
作業環境中における空気中放射性物質濃度測定結果に基づく放射線業務従事者 （〇ヶ月管理者）の内部被ばく線量の評価結果	毎月
内部被ばくモニタリング結果報告書（全身カウンタによる内部被ばく線量の測定・評価）	四半期
内部被ばくモニタリング結果報告書（バイオアッセイによる内部被ばく線量の測定・評価）	四半期
内部被ばくモニタリング結果報告書（肺モニタによる内部被ばく線量の測定・評価）	四半期
TLD 読取装置等 点検結果記録（総括）	毎月
TLD バッジ検査結果報告書	年度
TLD 指リング検査結果報告書	年度
TLD 線量計検査結果報告書	年度
TLD レムカウンタ用 TLD 検査結果報告書	年度
体外計測機器の点検結果報告書（〇〇年〇〇月期）	毎月
体外計測機器の校正結果報告書（〇〇年度）	年度
身体除染器材内容物補充報告書	実施の都度
〇〇結果報告について（作業環境集積線量測定結果）	実施の都度
TLD 自動読取装置点検記録（〇〇年度〇期分）報告について（環境管理用 TLD 測定結果）	四半期
線量計測定データ詳細確認シート	実施の都度
線量計測定評価日報（定期測定）	測定の都度
線量計測定評価日報（指名解除）	測定の都度
個人被ばく管理用機器故障修理記録	実施の都度

表 4 作業内容及び作業分担

作業内容		手順書番号	作業分担		該当する仕様書の項目			
		(初回・検計・測評)	請負者	機構				
TLDバッジ及びTLD指リング等の測定／アニール		1-001	○		5.2	(1)	②	イ, ハ, ニ, ホ
TLDバッジ及びTLD指リングによる実効線量及び等価線量の評価		1-002	○	◎				イ, ハ, ニ, ホ
外部被ばく線量推定評価		1-003	○	◎				イ, ハ, ニ, ホ
放射線業務従事者の指名申請・解除申請に係る線量評価		1-004	○	◎				ロ, ハ
外部被ばく定常モニタリング(定期継続)		1-005	○	◎				イ
作業モニタリング		1-006	○	◎				ホ
個人被ばく管理登録変更申請に係る線量評価		1-007	○	◎				イ
臨時測定・評価		1-008	○	◎※1				イ
定常外モニタリング		1-009	○	◎				ホ
環境及び作業環境用TLD線量計及び中性子線量当量計用TLDの配付・測定		1-010	○	◎				ホ
内部被ばくに係る定期モニタリング	全身カウンタ	2-001	○	◎	(2)	②	イ	
	肺モニタ		○	◎				イ
	バイオアッセイ		○	◎				
内部被ばくに係る特殊モニタリング	全身カウンタ	2-002	※2	○※1			イ	
	肺モニタ		※2	○※1				イ
	バイオアッセイ		※2	○※1				
内部被ばく線量推定評価		2-003	○	◎			イ	
空气中放射性物質濃度による内部被ばく線量の測定・評価(定常)		2-004	○	◎			イ	
全身カウンタによる内部被ばく線量の測定・評価(定常)		2-005	○	◎			イ	
バイオアッセイによる内部被ばく線量の測定・評価(定常)		2-006	○	◎			イ	
肺モニタによる内部被ばく線量の測定・評価(定常)		2-007	○	◎	イ			
鉄室作業		2-008	○	◎	イ, ハ			
放射線業務従事者の線量の報告通知		3-001	※2		※2			
放射線業務従事者の線量の記録作成		3-002	※2		※2			
労務課長への通知		3-007	※2		※2			
一時立入者の線量評価及び報告	4-001	○	◎	(1)	②	ニ		
		○	◎	(2)	②	ロ		
原因調査レベル等を超えた場合の措置		5-001	※2	○※1	※2			
TLDバッジ読取装置点検・検査		6-001	○	◎	(1)	②	ト	
TLD読取装置等点検・検査		6-002	○	◎			ト	
TLDバッジ等検査		6-003	○	◎			ハ	
TLD線量計検査		6-004	○	◎			ハ	
TLDバッジ自動照射装置点検・検査		6-005	○	◎			ト	
体外計測機器の点検		6-006	○	◎	(2)	②	ハ	
体外計測機器の校正		6-007	○	◎			ハ	
液体窒素の充填及び容器運搬作業		6-008	○				ハ	
車載型全身カウンタ車の点検・運行		6-009	○				ニ	
身体除染キット・除染室の点検		7-001	○	◎	(3)	-	ハ, ニ	

(凡例)○:作業実施者, ◎:作業承認者※3

※1:特殊モニタリング(プルトニウム吸入事象発生時, 臨界事故時等)における線量評価は、機構が実施する。

※2:本業務に係る契約範囲外。

※3:機構は、請負者が実施した線量測定・評価の結果、測定機器の保守・管理の結果の内容を確認し、最終的な責任を持つ。

産業財産権特約条項

(乙が単独で行った発明等の産業財産権の帰属)

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案（以下「発明等」という。）に対する特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知するものとする。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等)

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾)

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等は無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理)

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施)

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。